

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
高知県教育委員会規則	
◎高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則 〈3・30揭示〉	1
◎高知県教育委員会公告式規則及び博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則 〈〃〉	3
◎教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則 〈〃〉	4
◎へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則 〈〃〉	8
◎県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則 〈〃〉	9
◎高知県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則 〈〃〉	12
◎高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則 〈〃〉	12
◎高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則 〈〃〉	30
◎学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則 〈〃〉	30
◎高知県学校教職員結核管理規則を廃止する規則 〈〃〉	32
高知県教育委員会訓令	
◎高知県教育委員会懲戒審査会規程の一部を改正する訓令 〈3・30揭示〉	32
◎組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令 〈〃〉	32
◎高知県立学校職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令 〈〃〉	33
◎教職員結核性疾患取扱要領を廃止する訓令 〈〃〉	41
高知県教育委員会告示	
◎高知県保護有形文化財並びに高知県天然記念物及び高知県天然記念物の管理をする団体の指定 〈4・1揭示〉	41
◎技能職員の特殊勤務手当の支給等に関する就業規則の一部改正 〈〃〉	42

高知県教育長訓令

- ◎高知県立学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を改正する訓令 〈3・30揭示〉 42
- ◎教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令 〈4・1揭示〉 42
- ◎教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令 〈〃〉 48

教育委員会規則

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第2号

高知県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会行政組織規則(昭和43年高知県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

目次中「第7条の2」を「第8条」に、「(第8条-第15条)」を「(第9条-第18条)」に、「(第16条-第17条)」を「(第19条-第20条)」に、「(第18条-第20条)」を「(第21条-第23条)」に、「(第21条-第22条の2)」を「(第24条-第25条)」に、「(図書館(第23条-第25条))」を「(県立図書館(第26条-第27条))」に、「(第25条の2-第25条の4)」を「(第28条-第29条)」に、
「第4章 連絡調整機関(第26条-第27条)
第4章の2 プロジェクトチーム(第27条の2-第27条の4)
第5章 職制(第28条-第33条)
第6章 附属機関(第34条)」

を
「第4章 連絡調整機関(第30条-第31条)
第5章 プロジェクトチーム(第32条-第34条)
第6章 職制(第35条-第40条)
第7章 附属機関(第41条)」
に改める。
第6条を次のように改める。
(課)

第6条 事務局に課として、教育政策課、総務福利課、幼保支援課、小中学校課、高等学校課、特別支援教育課、生涯学習課、文化財課、体育スポーツ課及び人権教育課を置く。

第7条第1項中「出先機関」を「事務所」に、「青少年センター及び高知城管理事務所」を「及び高知県青少年センター(以下「青少年センター」という。)」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を削る。

第34条の表高知県教科用図書選定審議会の項中「行なう」を「行う」に改め、同条を第41条とする。

第6章を第7章とする。

第33条第1項を削り、同条第2項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項の表を次のように改め、同項を同条第1項とする。

教育機関	左の教育機関に置く職員
教育センター	所長 次長 部長 チーフ
心の教育センター	所長 次長 チーフ
県立図書館	館長 次長 グループ長 司書
幡多青少年の家	所長 チーフ

第33条第3項中「前2項」を「前項」に、「チーフ、主任」を「主任指導主事、主任社会教育主事、主任、指導主事、社会教育主事」に改め、同項を同条第2項とし、第5章中同条を第40条とする。

第32条第1項の表を次のように改める。

組織	左の組織に置く職員
課	課長 課長補佐 チーフ
所	所長 次長(必要と認める所に限る。)
教育政策課	教育企画監
高等学校課	企画監
青少年センター	所長 次長 課長

第32条第2項中「主任、」を「主任管理主事、主任指導主事、主任社会教育主事、主任、管理主事、指導主事、社会教育主事、」に改め、同条を第39条とする。

第31条を第38条とする。

第30条の表中

課長	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
----	-----------------------

を

課長	課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
教育企画監	教育行政に関する高度な専門的政策の企画及び総合調整事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。
企画監	高度な専門的政策の企画及び総合調整事務に従事し、当該事務に従事する所属職員を指揮監督する。

に改め、同表所長の項中「所の」を「所又はセンターの」に改め、同表副参事の項中「を所掌する」を「に従事する」に改め、同表主任企画員の項及び専門企画員の項を削り、同表中

班長	班の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
係長	係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。
チーフ	担任の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

を

グループ長	担任の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
チーフ	担任の事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
主任管理主事	高度な学校管理の事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
主任指導主事	高度な教育に関する専門的事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
主任社会教育主事	高度な社会教育に関する専門的事務に従事し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。

に改め、同表主任の項中「を所掌する」を「に従事する」に改め、同表中

管理主事	学校管理の事務に従事する。
------	---------------

を

管理主事	学校管理の事務に従事する。
指導主事	教育に関する専門的事務に従事する。

に改め、同条を第37条とする。

第29条を第36条とする。

第28条中「第33条」を「第40条」に改め、同条を第35条とする。

第5章を第6章とする。

第4章の2中第27条の4を第34条とし、第27条の3を第33条とし、第27条の2を第32条とする。

第4章の2を第5章とする。

第27条中「そのつど」を「その都度」に改め、第4章中同条を第31条とする。

第26条中「そのつど」を「その都度」に改め、同条を第30条とする。

第25条の4各号列記以外の部分中「幡多青少年の家」を「高知県立幡多青少年の家（以下「幡多青少年の家」という。）」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第4号中「運営」を「管理運営」に改め、第3章第4節中同条を第29条とする。

第25条の3を削り、第25条の2を第28条とする。

第24条及び第25条を削り、第3章第3節中第23条を第26条とし、同条の次に次の1条を加える。

（所掌事務）

第27条 高知県立図書館（以下「県立図書館」という。）の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 図書館資料の収集、整理及び目録の整備に関すること。
- (2) 資料情報の調査及び相談に関すること。
- (3) 図書館情報システムに関すること。
- (4) 図書館資料の利用に関すること。
- (5) 読書相談及び集会活動に関すること。
- (6) 自動車文庫に関すること。
- (7) 市町村の図書館活動の援助に関すること。
- (8) 読書活動の普及に関すること。
- (9) 図書館協議会に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、県立図書館の管理運営に関すること。

第3章第3節の節名を次のように改める。

第3節 県立図書館

第22条の2中「心の教育センター」を「高知県心の教育センター

（以下「心の教育センター」という。）」に改め、同条第1号、第3号及び第4号中「心の教育」を「心の教育及び人権教育」に改め、同条に次の1号を加える。

(5) 前各号に掲げるもののほか、心の教育及び人権教育に関すること。

第3章第2節中第22条の2を第25条とし、第22条を削り、第21条を第24条とする。

第20条第1項中第9号を削り、第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 教育に関する専門的・技術的事項の調査研究の企画及び調整に関すること。

第20条第2項中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、第5号を第4号とし、同条第3項第2号中「及び人権教育」を削り、同項第5号及び第7号中「、特別支援教育及び人権教育」を「及び特別支援教育」に改め、同項に次の1号を加え、第3章第1節中同条を第23条とする。

(10) 教職員の情報教育に関する研修に関すること。

第19条を第22条とし、第18条を第21条とする。

第17条を削り、第2章第2節第2款中第16条の2を第20条とし、第16条を第19条とする。

第15条第4号中「前3号」を「前各号」に、「人権教育」を「人権教育、生徒指導及び心の教育」に改め、同条を同条第6号とし、同条第3号の次に次の2号を加え、第2章第2節第1款中同条を第18条とする。

(4) 生徒指導及び心の教育に関する専門的事項の指導に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

(5) 高知県心の教育センターに関すること。

第14条を削る。

第13条第15号中「ほか」を「ほか、学校保健安全、学校給食」に、「こと」を「ことで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること」に改め、同条を同条第22号とし、同条中第1号から第14号までを7号ずつ繰り下げ、第1号から第7号までとして次の7号を加え、同条を第17条とする。

(1) 学校保健安全の指導に関すること。

(2) 学校における保健安全及び給食の教材教具に関すること。

(3) 学校給食の普及及び指導並びに食に関する指導に関すること。

(4) 学校保健安全及び学校給食関係職員の資質の向上に関すること。

(5) 学校保健安全及び学校給食の関係団体に関すること。

(6) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。

(7) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関すること。

第12条第4号を次のように改める。

(4) 重要文化財高知城その他の高知公園の管理に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

第12条第6号を次のように改め、同条を第16条とする。

(6) 前各号に掲げるもののほか、文化財に関することで他の課の主管に属しない事務の処理に関すること。

第11条第17号中「高知県立青少年センター」を「青少年センター」に改め、同条を第15条とする。

第10条の5を削る。

第10条の4第1号から第3号までの規定中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第4号中「義務教育費(盲・聾学校)国庫負担金及び公立養護学校教育費国庫負担金」を「義務教育費国庫負担金(特別支援学校分)」に改め、同条第5号中「盲学校、聾学校及び養護学校並びに」を「特別支援学校及び」に、「障害児学級」を「特別支援学級」に改め、同条第6号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第7号中「高知県立盲・聾・養護学校自活訓練棟」を「高知県立特別支援学校自活訓練棟」に改め、同条第8号中「児童生徒」を「幼児及び児童生徒」に改め、同条第9号及び第10号中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条を第14条とする。

第10条の3を削る。

第10条の2中第16号を第20号とし、第15号の次に次の4号を加える。

(16) 県立高校の再編計画に関すること。

(17) 県立高校の学科改編及び県立高校等の入学定員に関すること。

(18) 県立高校等の設置及び廃止並びに県立高校の課程等の設置及び廃止に関すること。

(19) 高知県立高校通学支援奨学金に関すること。

第10条の2を第13条とし、第10条を第12条とする。

第9条の2第9号を同条第11号とし、同号の前に次の1号を加える。

(10) 保育所のみ経営する公益法人に関すること。

第9条の2中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 認定こども園に関すること。

第9条の2を第11条とし、同条の前に次の1条を加える。
(総務福利課)

第10条 総務福利課の分掌事務は、次に掲げるとおりとする。

(1) 公印に関すること。

(2) 事務局及び教育機関の組織及び事務改善に関すること。

(3) 事務局及び教育機関の職員の任免、給与、分限、懲戒、公務災害補償、サービスその他の人事に関すること。

(4) 事務局及び教育機関の職員の教養に関すること。

(5) 広聴及び広報に関すること。

(6) 規則、訓令、重要文書等の審査に関すること。

(7) 争訟に関すること。

(8) 公益法人及び公益信託に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

(9) 指定統計その他他の課の主管に属しない統計調査に関すること。

(10) 教育財産の取得、管理及び処分並びに教育施設の維持管理に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

(11) 市町村立の学校施設(へき地教員宿舎を含む。)の指導及び助成に関すること。

(12) 事務局及び教育機関の職員並びに教職員の福利厚生に関すること。

(13) 退職手当に関すること。

(14) 恩給及び退隠料の進達に関すること。

(15) 公立学校共済組合に関すること。

(16) 高知県教職員互助会に関すること。

第9条を削る。

第8条第3号を次のように改める。

(3) 栄典及び表彰に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

第8条中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 文書の收受及び配布に関すること。

第8条第6号を次のように改める。

(6) 教育行政の企画立案及び連絡調整に関すること。

第8条中第7号から第10号までを削り、第11号を第7号とし、第12号を第8号とし、第13号から第15号までを削り、第16号を第9号とし、第17号を第10号とし、同号の次に次の6号を加える。

(11) 教育職員の免許に関すること。

(12) 教育職員の認定講習に関すること。

(13) 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校並びに市町村立(市町村の組合立を含む。以下同じ。)の小学校、中学校、高等学校(定時制の課程に限る。)及び特別支援学校(以下この条において「公立学校」という。)の教職員の定数管理、採用、管理職登用、サービスその他の人事制度の企画に関すること(他の課の主管に属するものを除く。)

(14) 公立学校の教職員の資質の向上に関すること。

(15) 公立学校の教職員の給与及び公務災害補償に関すること。

(16) 高知県教育センターに関すること。

第8条中第18号を削り、第19号を第17号とし、同条を第9条とする。

第2章第1節中第7条の2を第8条とする。

附 則
(施行期日)

- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 平成19年3月31日現在において、次の表の左欄に掲げる所属に勤務を命ぜられている者で、別に辞令を発せられないものは、同年4月1日付けで、それぞれ現に有する職名をもって、同表の右欄に掲げる所属に勤務を命ぜられたものとする。

教職員課	教育政策課
児童生徒支援課	総務福利課
福利課	

- (高知県教育公務員の長期研修に関する規則の一部改正)
- 高知県教育公務員の長期研修に関する規則(昭和42年高知県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
第9条第2項第1号中「教職員課長」を「教育政策課長」に、「児童生徒支援課長」を「体育スポーツ課長」に改める。
(高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則の一部改正)
 - 高知県教育委員会事務局職員被服貸与規則(平成14年高知県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。
第5条中「(出先機関の長を含む。第9条において同じ。)」を削る。

別表中

高知城管理事務所に勤務する職員で、高知公園の整備作業に従事するもの	作業服(夏)	2	2
	作業服(冬)	2	2
	ゴム長靴	1	3
	雨ガッパ	1	3
	防寒着	1	3
	安全靴	1	3
	とび足袋	1	3
ヤッケ	1	2	

を削る。

~~~~~

高知県教育委員会公告式規則及び博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成19年3月30日(掲示済)  
高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

**高知県教育委員会規則第3号**  
**高知県教育委員会公告式規則及び博物館の登録に関する規則の一部を改正する規則**  
(高知県教育委員会公告式規則の一部改正)

**第1条** 高知県教育委員会公告式規則(昭和30年高知県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「県公報」を「高知県公報」に改める。  
(博物館の登録に関する規則の一部改正)

**第2条** 博物館の登録に関する規則(昭和27年高知県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「前3号」を「前3項」に改める。

第6条中「取消」を「取消し」に、「、又は」を「又は」に、「まっ消」を「抹消」に、「県公報」を「高知県公報」に、「且つ」を「かつ」に改める。

#### 附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~  
教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第4号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則(昭和44年高知県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第4条第2項第1号中「教育職員免許状授与(検定)願」を「教育職員免許状授与(検定)願(別記第1号様式)」に改め、同項第2号中「履歴書」を「履歴書(別記第2号様式)」に改め、同条第3項第1号中「教育職員免許状授与(検定)願」を「教育職員免許状授与(検定)願(別記第1号様式)」に改め、同項第2号中「履歴書」を「履歴書(別記第2号様式)」に改め、同条第4項第1号中「教育職員免許状授与(検定)願」を「教育職員免許状授与(検定)願(別記第1号様式)」に改め、同項第2号中「履歴書」を「履歴書(別記第2号様式)」に改め、同条第5項第1号中「教育職員免許状授与(検定)願」を「教育職員免許状授与(検定)願(別記第1号様式)」に改め、同項第2号中「履歴書」を「履歴書(別記第2号様式)」に改める。

第5条第1項中「同法第5条第5項」を「免許法第5条第5項」に改め、同項第1号中「教育職員免許状授与(検定)願」を「教育職員免許状授与(検定)願(別記第1号様式)」に改め、同項第2号中「履歴書」を「履歴書(別記第2号様式)」に改め、同項第3号エ及びオ中「単位修得証明書」を「単位修得証明書(別記第6号様式)」に改め、同号カ中「実務に関する証明書」を「実務に関する証明書(別記第3号様式)」に改め、同号ク中「教科に関する証明書」を「教科又は特別支援教育領域に関する証明書」に改め、同条第2項第1号中「教育職員免許状授与(検定)願」を「教育職員免許状授与(検定)願(別記第1号様式)」に改め、同条第2号中「履歴書」を「履歴書(別記第2号様式)」に改め、同条第3号オ中「単位修得証明書」を「単位修得証明書(別記第6号様式)」に改め、同号カ中「実務に関する証明書」を「実務に関する証明書(別記第3号様式)」に改め、同号キ中「実地経験に関する証明書」を「実地経験に関する証明書(別記第4号様式)」に改める、同号ク中「教科に関する証明書」を「教科又は特別支援教育領域に関する証明書(別記第5号様式)」に改める。

式)」に改め、同項第2号中「履歴書」を「履歴書(別記第2号様式)」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(免許法による新教育領域の追加の定め)の申出)

第5条の2 免許法第5条の2第3項の規定により特別支援学校教諭免許状に新教育領域の追加の定めを申し出る者は、次に掲げる書類を授与権者に提出しなければならない。

- (1) 教育職員免許状授与(検定)願(別記第1号様式)
- (2) 履歴書(別記第2号様式)
- (3) 特別支援学校教諭免許状の原本
- (4) 次に掲げる書類のうち、それぞれ該当するもの
 - ア 単位修得証明書(別記第6号様式)
 - イ 身体に関する証明書
 - ウ 宣誓書

2 前項の場合において、交付を受けていた特別支援学校教諭免許状の原本(第12条第2項において「既交付免許状」という。)を紛失している場合は、紛失申出書(別記第6号様式の2)をもってこれに代えることができる。この場合において、新たに交付を受ける特別支援学校教諭免許状(第12条第2項において「新免許状」という。)には、追加の定めを受けようとする新教育領域以外の特別支援教育領域についての定めは受けることができない。

第6条第1号中「教育職員免許状授与(検定)願」を「教育職員免許状授与(検定)願(別記第1号様式)」に改め、同条第2号中「履歴書」を「履歴書(別記第2号様式)」に改め、同条第3号カ中「実務に関する証明書」を「実務に関する証明書(別記第3号様式)」に改め、同号キ中「実地経験に関する証明書」を「実地経験に関する証明書(別記第4号様式)」に改め、同号ク中「教科に関する証明書」を「教科又は特別支援教育領域に関する証明書(別記第5号様式)」に改める。

第7条第1号中「教育職員免許状授与(検定)願」を「教育職員免許状授与(検定)願(別記第1号様式)」に改め、同条第2号中「履歴書」を「履歴書(別記第2号様式)」に改め、同条第5号中「その証明書」を「実務に関する証明書(別記第3号様式)」に改める。

第8条の前の見出し中「特殊教科」を「自立教科等」に改め、同条第1項中「特殊教科」を「自立教科」に改め、同項第1号中「教育職員免許状授与(検定)願」を「教育職員免許状授与(検定)願(別記第1号様式)」に改め、同項第2号中「履歴書」を「履歴書(別記第2号様式)」に改め、同条第2項中「特殊教科」を「自立活動」に改め、同項第1号中「教育職員免許状授与(検定)願」を「教育職員免許状授与(検定)願(別記第1号様式)」に改め、同項第2号中「履歴書」を「履歴書(別記第2号様式)」に改める。

第9条中「同規則第65条」を「第65条」に、「特殊教科」を「自立教科」に改め、同条第1号中「教育職員免許状授与(検定)願」を「教育職員免許状授与(検定)願(別記第1号様式)」に改め、同条第2号中「履歴書」を「履歴書(別記第2号様式)」に改め、同条第3号オ中「単位修得証明書」を「単位修得証明書(別記第6号様式)」に改め、同号カ中「実務に関する証明書」を「実務に関する証明書(別記第3号様式)」に改め、同号キ中「実地経験に関する証明書」を「実地経験に関する証明書(別記第4号様式)」に改める、同号ク中「教科に関する証明書」を「教科又は特別支援教育領域に関する証明書(別記第5号様式)」に改める。

定)願」を「教育職員免許状授与(検定)願(別記第1号様式)」に改め、同条第2号中「履歴書」を「履歴書(別記第2号様式)」に改め、同条第3号オ中「単位修得証明書」を「単位修得証明書(別記第6号様式)」に改め、同号カ中「実務に関する証明書」を「実務に関する証明書(別記第3号様式)」に改め、同号キ中「実地経験に関する証明書」を「実地経験に関する証明書(別記第4号様式)」に改める。

第10条第2号中「履歴書」を「履歴書(別記第2号様式)」に改め、同条第4号中「その証明書」を「教科又は特別支援教育領域に関する証明書(別記第5号様式)」に改める。

第12条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第2号中「それは免許状、紛失による者」を「ときは免許状の原本、紛失のとき」に改め、同条に次の1項を加える。

2 第5条の2第2項の規定により紛失申出書を提出して新免許状の交付を受けた場合であって、当該紛失申出書に係る既交付免許状が発見されたときは、次に掲げる書類を授与権者に提出することにより、これらを合わせた特別支援教育領域の定めのある特別支援学校教諭免許状の再交付を受けることができる。

- (1) 特別支援学校教諭免許状再交付願(別記第8号様式の2)
- (2) 既交付免許状及び新免許状

第14条中「、同法附則第9項又は同法施行規則第64条」を「又は免許法附則第9項」に改め、同条に次の1項を加える。

2 免許法第5条の2の規定により特別支援学校教諭免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者の単位の修得方法は、別表の定めるところによる。
別表の6の項を次のように改める。

6 特別支援学校教諭免許状

適用区分	種別	基礎資格	在職年数	最低修得単位数	単位数	特別支援教育に関する科目				
						必修科目				
						特別支援教育の基礎理論に関する科目	免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目		免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	
							免許状に定められることとなる特別支援教育領域	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
免許法別表第7	一種	特別支援学校教諭二種免許状	3	6	6	0	視覚障害者又は聴覚障害者に関する特別支援教育領域	1	1	1
							知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育領域	1		
29年改正							視覚障害者又は聴覚障害者に関する特別支援教育領域	1	1	

法附則第17項該当	3	4	4	1	知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育領域	1		1	
						1	1		
二種	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園教諭の普通免許状	3	6	6	1	視覚障害者又は聴覚障害者に関する特別支援教育領域	1	1	1
						知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育領域	1		

注 1 この表の特別支援教育の基礎理論に関する科目、免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目及び免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ次の(1)、(2)、(3)及び(4)の定めるところによる。

- (1) 特別支援教育の基礎理論に関する科目の単位の修得方法は、2単位を上限とし、2単位を超える単位数があるときには、2単位とみなすものとする。
- (2) 免許状に定められることとなる特別支援教育領域に関する科目については、それぞれの特別支援教育領域が中心として教授されるものでなければならない。この場合において、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関する教育領域の修得に当たっては、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目のいずれも修得しなければならない（2の(1)において同じ。）。
- (3) 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目のうち、心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目又は心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目の修得については、いずれか一の科目を修得すれば足りる（2の(2)において同じ。）。
- (4) 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目のうち、免許法施行規則第7条第1項備考3に規定するその他障害により教育上特別の支援を必要とする者に対する教育に関する事項を含むものについては、その事項が中心として教授されるものでなければならない。

2 特別支援教育に関する科目の修得により第5条の2の規定による新教育領域の追加の定

めを受けようとする場合における単位の修得方法は、それぞれ次の(1)及び(2)の定めるところによる。

(1) 特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、それぞれ心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目について、この表に示した単位数以上の単位数を併せて修得するものとする。

(2) 1の(2)の規定により修得するものとされる単位は、新教育領域の追加の定めを受けようとする者が免許状の授与を受けた際に修得した単位又は過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位(1の(4)に規定する科目のうち、新たに追加の定めを受けようとする新教育領域に関する科目に係るものであって、当該新教育領域が中心として教授されるものに限る。)をもって、1の(2)に規定する科目に充てることができる。この場合において、1の(4)に規定する科目について修得した単位数が当該科目の最低修得単位数に不足することとなるときは、当該科目についてその不足する単位数と同数以上の単位を新たに修得しなければならない。

3 「29年改正法」とは、教育職員免許法の一部を改正する法律(昭和29年法律第158号)をいう。

別表中7の項及び8の項を削り、9の項を7の項とする。

別記第1号様式中「(第4条～第9条関係)」を「(第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条、第8条、第9条関係)」に、

「

教 科

を「

教科又は特別支援教育領域

」に改める。

別記第2号様式中「(第4条～第10条関係)」を「(第4条、第5条、第5条の2、第6条、第7条、第8条、第9条、第10条関係)」に改める。

別記第3号様式中「(第4条～第7条、第9条関係)」を「(第4条、第5条、第6条、第7条、第9条関係)」に、「を証明する」を「を証明します」に、「実務証明責任者」を「証明者職・氏名」に改め、同様式注1中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に、「証明する」を「証明してください」に改め、同様式注2中「記入すること」を「記入してください」に改め、同様式注3を次のように改める。

3 厳封の上、申請者に交付してください。

別記第4号様式中「証明する」を「証明します」に、「職氏名」を「職・氏名」に改め、同様式注を次のように改める。

注 厳封の上、申請者に交付してください。

別記第5号様式中「教科に関する証明書」を「教科又は特別支援教育領域に関する証明書」に、「出願教科」を「出願する教科又は特別支援教育領域」に、「実務証明責任者」を「証明者職・氏名」に改め、同様式注を次のように改める。

注 1 大学附置の国立学校(学校教育法(昭和22年法律第26号)第2条第2項に規定する国立学校をいう。)又は公立学校(幼稚園を含む。以下同じ。)の教員にあっては当該大学の学長が、大学附置の学校以外の公立学校の教員にあっては当該学校を所管する教育委員会が、私立学校の教員にあっては当該私立学校を設置する学校法人の理事長(学校法人以外の者の設置する私立の特別支援学校及び幼稚園の設置者(法人にあっては、その法人を代表する権限を有する者)を含む。)が、外地勤務の者にあっては外務省が証明してください。

2 厳封の上、申請者に交付してください。

別記第6号様式中「第5条」を「第5条、第5条の2」に、「証明者職氏名」を「証明者職・氏名」に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式の2 (第5条の2関係)

紛失申出書

年 月 日

高知県教育委員会 様

本籍地

現住所

フリガナ

氏 名

㊟

年 月 日生

教育職員免許状に関する規則第5条の2第2項の規定に基づき特別支援学校教諭免許状に新教育領域の追加の定めを申し出るに当たり、既に交付を受けた特別支援学校教諭免許状を紛失したことを申し出ます。

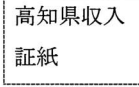
備考 この紛失申出書を提出しても、新たに交付される特別支援学校教諭免許状には、紛失した特別支援学校教諭免許状に定める特別支援教育領域は定められない(記載されない)ことになります。

紛失した特別支援学校教諭免許状に定める特別支援教育領域を含めた特別支援学校教諭免許状を希望する場合は、新教育領域の追加の定めを申し出る前に、教育職員免許状に関する規則第12条第1項に規定する手続により紛失した特別支援学校教諭免許状の再交付を受けてください。

別記第8号様式の次に次の1様式を加える。

第8号様式の2 (第12条関係)

特別支援学校教諭免許状再交付願



年 月 日

高知県教育委員会 様

本籍地
現住所
〒
氏 名
年 月 日生

特別支援学校教諭免許状の新教育領域の追加の定めを申し出るに当たり紛失を申し出た特別支援学校教諭免許状が発見されたので、発見された免許状に定めのある特別支援教育領域とその際に交付を受けた特別支援学校教諭免許状に定めのある特別支援教育領域を合わせて定めた特別支援学校教諭免許状を再交付してください。

番号	特別支援教育領域	授与年月日又は新教育領域の追加の定めを受けた年月日

受付番号 受付日 (年 月 日)

別記第11号様式中「届出者」を「届出者職・氏名」に、

教科(科目)名		時間数	時間
---------	--	-----	----

を

教科(科目)名		担任時間数	年間 時間
当該教科(科目)の年間総時間数		年間 時間	

に、「任用予定者」を「任命され、又は雇用される者」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 届出者には、任命し、又は雇用しようとする者の職・氏名を記入してください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第6条及び別表第7の規定により教職員検定による特別支援学校教諭免許状の授与を願い出る者のうち、この規則の施行の日前に同法第6条及び別表第7の規定による盲学校、聾学校又は養護学校教諭一種免許状又は二種免許状を授与された者については、この規則による改正後の教育職員免許状に関する規則第5条第1項第3号オに規定する単位修得証明書の一部について、当分の間、盲学校、聾学校又は養護学校教諭一種免許状又は二種免許状の写しをもって代えることができるものとする。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第5号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則(平成16年高知県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の土佐郡の項中

土佐町	平石小学校 石原小学校	平成18年4月1日 昭和47年5月1日
-----	----------------	------------------------

を

--	--	--

土佐町	名高山小学校 石原小学校	平成19年4月1日 昭和47年5月1日
-----	-----------------	------------------------

に改める。
別表第2土佐郡の項を次のように改める。

土佐郡	土佐町	相川小学校 地藏寺小学校	平成2年1月1日 平成19年4月1日
-----	-----	-----------------	-----------------------

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第6号

県費負担教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

県費負担教職員の人事評価に関する規則(平成17年高知県教育
委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中

学校事務 職員	教頭	校長	学校事務職員 用(別記第9 号様式)
------------	----	----	--------------------------

備考 1 市町村教育長は、校長の1次評価者について、当該市町村教育委員会の組織体制等から1次評価者とする適当な職員がない場合には、県教育長に協議の上、1次評価を省略することができる。

2 市町村教育長は、市町村の補導センター等で勤務する補導教員及び市町村の共同調理場等で勤務する学校栄養職員の評価者について、施設の設置状況及び管理体制、該当職員の勤務の実態等からこの表の区分により難い場合は、県教育長に協議の上、この表に掲げる者以外の者を評価者とするすることができる。

を

学校事務 職員	教頭	校長	学校事務職員 用(別記第9
------------	----	----	------------------

			号様式)
指導主事	市町村教育委員会の事務局で勤務する者 にあつては市町村教育長の 指定する市町村教育委員会の 事務局職員、県教育委員会 事務局で勤務する者にあつて は課長又は次長	市町村教育委員会の事務局で勤務する者 にあつては市町村教育長、 県教育委員会事務局で勤務 する者にあつては課長又は 所長	指導主事用 (別記第10号 様式)

備考 1 市町村教育長は、校長の1次評価者について、当該市町村教育委員会の組織体制等から1次評価者とする適当な職員がない場合には、県教育長に協議の上、1次評価を省略することができる。

2 市町村教育長は、市町村の補導センター等で勤務する補導教員及び市町村の共同調理場等で勤務する学校栄養職員の評価者について、施設の設置状況及び管理体制、該当職員の勤務の実態等からこの表の区分により難い場合は、県教育長に協議の上、この表に掲げる者以外の者を評価者とするすることができる。

3 県教育長は、県教育委員会事務局で勤務する指導主事の評価者について、課長補佐又は次長を置かない所属においては、1次評価を省略することができる。

に改める。
別記第1号様式中「土佐の教育改革に」を「教育行政方針に」
に、「土佐の教育改革の」を「教育行政方針に関する取組の」
に、

評価者(職名・氏名)	㊦
------------	---

を

2次評価者(職名・氏名)	㊦
--------------	---

に改める。

別記第2号様式中「土佐の教育改革」を「教育行政方針」に、
「管理職と教職員」を「管理職と職員」に、

「

評価者(職名・氏名)	㊦
------------	---

」

を

2次評価者(職名・氏名)	㊦
--------------	---

」

に改める。
別記第3号様式から別記第8号様式までの規定中

「

評価者(職名・氏名)	㊦
------------	---

」

を

2次評価者(職名・氏名)	㊦
--------------	---

」

に改める。
別記第9号様式中

「

児童生徒理解	能力	1 児童生徒理解 2 職務知識 3 創意工夫 4 施設設備の管理
	成果	1 課題解決 2 意思疎通 3 関係機関等との連携

」

を

児童生徒理解 及び 他の 職員 との 連携 協力	能力	1 児童生徒理解 2 職務知識 3 創意工夫 4 施設設備の管理 5 他の職員との連携協力
	成果	1 課題解決 2 意思疎通 3 関係機関等との連携 4 他の職員との連携協力

」

に、
 「 分掌等運営参画 」 を 「 学校運営等への参画 」 に、

「 評価者（職名・氏名） ㊟ 」

を
 「 2次評価者（職名・氏名） ㊟ 」

に、
 「 児童生徒理解 」 を 「 児童生徒理解及び他の職員との連携協力 」 に、

「 分掌等運営参画 」 を 「 学校運営等への参画 」 に改める。



別記様式に次の1様式を加える。

第10号様式(第5条関係)

番号	
----	--

年度教職員人事評価書(指導主事用)

評価期間	年 月 日 ~ 年 月 日
------	---------------

所属機関名		ふりがな 氏 名		性別	
職 名		所属校名		立 学 校	
所 属 コ ー ド	現所属 異 動 日	年 月 日	生年 月 日	年 月 日 生	
職 員 番 号	在 職 年 数	通算在職年数 (年) 現所属在職年数 (年)	年 齢	歳 (年 月 日現在)	
勤務についての 特記事項					

		職員氏名			
要素	着 眼 点	自己 評価	1 次 評 価 者 氏名:	2 次 評 価 者 氏名:	
態度	1 児童生徒の視点に立って取り組む姿勢 2 責任感を持って学校現場の支援に積極的に 取り組む姿勢 3 他と協調しながら取り組む姿勢 4 情報の収集や専門性の向上に取り組む姿勢 5 教育公務員としての自覚及び規律性を持つ て取り組む姿勢		S A B C	S A B C	
能力	1 児童生徒理解 2 教育活動の支援 3 情報活用 4 理解・判断 5 コミュニケーション 6 柔軟な対応		S A B C	S A B C	
成果	1 教育課題の解決 2 教職員の資質・指導力の向上 3 信頼関係の構築 4 組織への貢献		S A B C	S A B C	
1次評価者所見(特記事項)					
総 合 評 価					
態 度	S A B C	能 力	S A B C	成 果	S A B C
<評価の根拠>					
<職業能力の育成に関する事項(伸ばしたい能力、改善すべき課題等)>					
2次評価者(職名・氏名)		Ⓜ			

年度
自己目標シート（指導主事用）

所 属		在 籍 校	
-----	--	-------	--

氏 名	生 年 月 日	年 月 日 生	在 職 年 数	通 算	
	年 齢	歳（4月1日現在）		現 所 属	
目 指 す 指 導 主 事 像 と 自 己 課 題					
従 事 業 務 の 内 容					
昨 年 度 の 成 果 と 課 題 （ 昨 年 度 か ら の 継 続 勤 務 者 ）					
担 当 す る 職 務 の 目 標 と 成 果					
年 度 当 初 の 目 標 等	自 己 目 標		目 標 達 成 の 手 立 て		
年 度 途 中 の 変 更 点					
本 年 度 の 成 果 と 課 題 < 自 己 評 価 S A B C >					

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

~~~~~  
高知県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第7号

高知県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の一部を改正する規則

高知県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則（昭和48年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第13条を第14条とし、第12条の次に次の1条を加える。

（知事からの委任を受けて監督する法人の特例）

**第13条** 第2条から前条までの規定にかかわらず、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき教育委員会が知事の権限に属する事務の委任を受けて監督する法人にあっては、知事の主管に属する公益法人の設立の許可及び監督に関する規則（昭和42年高知県規則第13号）の規定を準用して適用するものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則をここに公布する。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第8号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例（平成19年高知県条例第10号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。（貸与を受ける者の要件等）

第2条 条例第2条第1項第1号の教育委員会規則で定める中学校は、別表第1の左欄に掲げる県立高校（条例第1条に規定する「県立高校」をいう。）の廃止に伴い、同表の右欄に定める中学校（以下「中学校」という。）とする。

2 条例第2条第1項第1号の教育委員会規則で定める者は、同項の規定に基づき貸与される奨学金（以下「奨学金」という。）の貸与を受けようとする者（以下「申請者」という。）の親権者又は未成年後見人とする。

- 3 前項の規定にかかわらず、相当の理由があると認められるときは、高知県教育長（以下「県教育長」という。）は、同項に規定する者以外の者を申請者の保護者と認めることができる。
- 4 条例第2条第1項第3号の教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けた世帯に属する者
 - (2) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた者の属する世帯（市町村民税を課税された者が1人以上いる世帯を除く。）に属する者
 - (3) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた者の属する世帯（市町村民税の減免を受けなかった者が1人以上いる世帯を除く。）に属する者
 - (4) 世帯の収入が高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則（平成14年高知県教育委員会規則第4号。附則第2項を除き、以下「高等学校等奨学金貸与規則」という。）別表第1に定める基準額(a)以下である世帯に属する者
 - (5) 主としてその収入によって世帯の生計を支えている者の失職、破産、病気若しくは死亡又は火災、風水害等（次条第3項において「生計急変の事由」という。）により、収入が著しく減少し、高等学校等奨学金貸与規則別表第1に定める基準額(a)以下となった世帯又は支出が著しく増大した世帯に属する者
（貸与の申請手続）
- 第3条** 条例第1条に規定する県立高校（以下「県立高校」という。）に進学を希望し、前条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する申請者は、新たに奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度の12月15日までに、別記第1号様式による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。ただし、高等学校等奨学金貸与規則第3条第1項の申請書を併せて提出するときは、次に掲げる書類の添付を省略することができる。
- (1) 申請者及び申請者と生計を一にする者の収入を証明する書類及び住民票の写し
 - (2) 前号に掲げる書類のほか、県教育長が必要であると認める書類
- 2 県立高校に在学し、前条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する申請者は、新たに奨学金の貸与を受けようとする年度の4月30日までに、別記第2号様式による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。ただし、高等学校等奨学金貸与規則第3条第2項の申請書を併せて提出するとき

- は、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- (1) 申請者及び申請者と生計を一にする者の収入を証明する書類及び住民票の写し
 - (2) 在学する県立高校の発行する在学証明書
 - (3) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類
 - (4) 前3号に掲げる書類のほか、県教育長が必要であると認める書類
- 3 県立高校に在学し、前条第4項第5号の規定に該当することとなった申請者は、生計急変の事由が発生したときから1年以内に、別記第3号様式による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。ただし、高等学校等奨学金貸与規則第3条第3項の申請書を併せて提出するときは、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。
- (1) 申請者及び申請者と生計を一にする者の収入を証明する書類及び住民票の写し並びに収入が著しく減少し、又は支出が著しく増加したことを証明する書類
 - (2) 在学する県立高校の発行する在学証明書
 - (3) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類
 - (4) 前3号に掲げる書類のほか、県教育長が必要であると認める書類
- 4 申請者が中学校又は県立高校に在学している場合の前3項の規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書の提出は、当該在学している中学校又は県立高校を通じて行わなければならない。
- （貸与の内定等）
- 第4条** 県教育長は、前条第1項の規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨学金の貸与が内定した申請者については別記第4号様式による高知県県立高校通学支援奨学金貸与内定通知書により、奨学金の貸与が内定しなかった申請者については書面により、その旨を通知するものとする。
- 2 前条第4項の規定により同条第1項の規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書の提出が中学校を通じて行われたときは、県教育長は、当該中学校に前項の規定により通知した内容を通知するものとする。この場合において、当該通知は、当該中学校が所在する市町村の教育長を経由して行うものとする。
 - 3 第1項の規定により奨学金の貸与が内定した旨の通知を受けた者は、奨学金の貸与を受けようとする年度の4月30日までに、次に掲げる書類を当該通知を受けた者が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなければならない。

- (1) 在学する県立高校の発行する在学証明書
 - (2) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類
（貸与の決定等）
- 第5条** 県教育長は、第3条第2項若しくは第3項の規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書を受理したとき又は前条第3項の規定による書類の提出があったときは、奨学金を貸与するかどうかを決定し、奨学金を貸与する者については別記第5号様式による高知県県立高校通学支援奨学金貸与決定通知書により、奨学金を貸与しない者については書面により、その旨を通知するものとする。
- 2 第3条第4項の規定により同条第1項から第3項までの規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書の提出が中学校又は県立高校を通じて行われたときは、県教育長は、当該中学校又は当該県立高校に前項の規定により通知した内容を通知するものとする。
 - 3 県教育長は、第1項の規定により奨学金の貸与を決定したときは、前項の規定による通知に併せて、当該奨学金の貸与の決定を受けた者（以下「奨学生」という。）が在学する県立高校に当該奨学生の住所、氏名その他必要な事項を通知するものとする。
 - 4 県教育長は、奨学生が第7条第1項の規定による誓約書の提出をしないときは、当該奨学生に対する奨学金の貸与の決定を取り消すことができる。
（奨学金の額及び貸与の期間）
- 第6条** 条例第3条第1項の教育委員会規則で定める額は、別表第2に定めるとおりとする。
- 2 第2条第4項第5号の規定に該当する奨学生については、第3条第3項の規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書の提出があった日の属する月から前条第1項の規定により県教育長が奨学金の貸与の決定を通知した日の属する年度末までの期間内において、奨学金を貸与することができる。
（連帯保証人）
- 第7条** 奨学生は、第5条第1項の規定により奨学金の貸与の決定を受けたときは、速やかに連帯保証人2人を定め、別記第6号様式による誓約書を当該奨学生が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなければならない。
- 2 前項の連帯保証人（以下「連帯保証人」という。）のうち1人は、奨学生の保護者以外の者で、独立の生計を営む成年者でなければならない。
 - 3 連帯保証人は、奨学生と連帯して奨学金に係る債務を負担するものとする。
 - 4 奨学生は、連帯保証人を変更しようとするとき又は連帯保証人が死亡し、若しくは県教育長が連帯保証人を不適当と認めて変更を命じた場合であって新たに連帯保証人を定めようとする

ときは、別記第7号様式による連帯保証人異動報告書を県教育長に提出しなければならない。この場合において、奨学生が県立高校に在学するときは、当該県立高校を通じて連帯保証人異動報告書を提出するものとする。

- 5 県教育長は、奨学生が前項の規定による連帯保証人異動報告書の提出をしないとき（連帯保証人が死亡し、又は県教育長が連帯保証人を不適当と認めて変更を命じたときに限る。）は、当該奨学生に対する奨学金の貸与を取り消すことができる。（奨学金の貸与の方法）

第8条 奨学金は、奨学生が指定する本人の口座への口座振替により貸与するものとする。

- 2 前項の規定による本人の口座の指定は、第3条第1項から第3項までの規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書の提出のときに行わなければならない。
- 3 奨学生は、第1項の規定により指定した本人の口座を変更しようとするときは、別記第8号様式による奨学金振込口座変更届を当該奨学生が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなければならない。（保護者の異動の報告）

第9条 奨学生は、第7条第1項の規定により提出した誓約書において保護者とされた者（この条の規定による異動の報告により保護者とされた者を含む。以下「保護者」という。）を変更しようとするとき又は保護者が死亡し、若しくは県教育長が保護者を不適当と認めて変更を命じた場合であって新たに保護者を定めようとするときは、別記第9号様式による保護者異動報告書を県教育長に提出しなければならない。この場合において、奨学生が県立高校に在学するときは、当該県立高校を通じて保護者異動報告書を提出するものとする。（届出等）

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに別記第10号様式による奨学生（保護者・連帯保証人）異動届（以下この条において「奨学生等異動届」という。）を県教育長に提出しなければならない。この場合において、奨学生が県立高校に在学するときは、当該県立高校を通じて奨学生等異動届を提出するものとする。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
 - (2) 退学、転学又は転籍をしようとするとき。
 - (3) 休学又は3月を超える欠席をしようとするとき。
 - (4) 復学し、又は前号の欠席をやめたとき。
 - (5) 保護者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (6) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。
- 2 奨学生が死亡したときは、当該奨学生の保護者又は連帯保証人は、直ちに奨学生等異動届を県教育長に提出しなければならない。

ない。

- 3 第2条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する奨学生は、毎年4月20日までに別記第11号様式による高知県県立高校通学支援奨学金現況報告書（次項において「現況報告書」という。）を当該奨学生が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなければならない。

- 4 県教育長は、奨学生が前項の規定による現況報告書の提出をしないときは、当該奨学生に対する奨学金の貸与を取り消すことができる。（奨学金の月額の変更）

第11条 奨学生は、通学方法の変更、通学のために利用する公共交通機関の運賃の額の改定その他の事由により奨学金の月額が通学のために利用する公共交通機関の運賃の月額を超えることとなったとき又は第5条第1項の規定により決定された奨学金の月額（この項の規定により変更された奨学金の月額を含む。以下この条において「奨学金の月額」という。）を変更しようとするときは、別記第12号様式による奨学金貸与月額変更申請書（以下この条において「変更申請書」という。）を当該奨学生が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなければならない。

- 2 県教育長は、前項の規定による変更申請書を受領したときは、奨学金の月額を変更するかどうか及びその額を決定し、奨学金の月額を変更するときはあっては別記第13号様式による奨学金貸与月額変更通知書により、奨学金の月額を変更しないときはあっては書面により、その旨を奨学生が在学する県立高校を通じて当該奨学生に通知するものとする。

- 3 前項の規定による奨学金の月額の変更は、当該変更の理由となった事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはあっては、当該日の属する月）から行うものとする。ただし、奨学金の月額を増額する変更の場合であって、当該変更の理由となった事実が生じた日から1月を経過した後に変更申請書の提出があったときは、県教育長が当該変更申請書を受領した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはあっては、当該日の属する月）から変更をすることができる。（貸与の一時停止）

第12条 県教育長は、条例第4条の規定に基づき奨学金の貸与を一時停止するときは、別記第14号様式による奨学金貸与一時停止通知書により、奨学生が在学する県立高校を通じて当該奨学生にその旨を通知するものとする。（貸与の再開）

第13条 奨学金の貸与を一時停止された奨学生が奨学金の貸与の再開を申請しようとするときは、別記第15号様式による奨学金貸与再開申請書（次項において「再開申請書」という。）を当該奨学生が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなけ

なければならない。

- 2 県教育長は、前項の規定による再開申請書を受領したときは、奨学金の貸与を再開するかどうかを決定し、奨学金の貸与を再開するときはあっては別記第16号様式による奨学金貸与再開通知書により、奨学金の貸与を再開しないときはあっては書面により、その旨を奨学生が在学する県立高校を通じて当該奨学生に通知するものとする。

- 3 前項の規定による奨学金の貸与の再開は、奨学金の貸与を一時停止する理由がなくなった日の属する月から行うものとする。（奨学金の辞退）

第14条 奨学生は、奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、辞退届を当該奨学生が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなければならない。（貸与の取消し）

第15条 県教育長は、条例第6条の規定に基づき奨学金の貸与を取り消したときは、別記第17号様式による奨学金貸与取消通知書により、奨学生が在学する県立高校を通じて当該奨学生に通知するものとする。（借用証書の提出）

第16条 奨学生は、条例第6条の規定に基づき奨学金の貸与を取り消されたとき又は奨学金の貸与が終了したときは、直ちに別記第18号様式による高知県県立高校通学支援奨学金借用証書を県教育長に提出しなければならない。（返還の期間）

第17条 条例第7条の教育委員会規則で定める期間は、別表第3に定めるとおりとする。

- 2 奨学生が県立高校を卒業後、大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度の教育を行うと認められる教育施設に入学し、修学するために資金を貸与された場合は、別表第3に定める期間内で、前項の規定による奨学金の返還の期間を変更することができる。

- 3 前項の規定に基づき返還の期間を変更しようとする奨学生は、別記第19号様式による返還期間変更申請書を県教育長に提出しなければならない。

- 4 県教育長は、前項の規定による返還期間変更申請書を受領したときは、変更後の返還の期間を決定し、奨学生に通知するものとする。（返還の方法）

第18条 条例第7条に規定する奨学金の返還の方法は、月賦、半年賦又は年賦によるものとする。

- 2 前項の規定による月賦、半年賦又は年賦による返還に係る納期限は、月賦にあっては毎月末日、半年賦にあっては4月末日及び10月末日、年賦にあっては10月末日とする。

- 3 奨学生は、条例第6条の規定に基づき奨学金の貸与を取り消

されたとき、奨学金の貸与が終了したとき又は条例第8条の規定に基づく返還の猶予の期間が満了したときは、速やかに別記第20号様式による奨学金返還計画書を県教育長に提出しなければならない。

- 4 奨学生は、いつでも奨学金の繰上返還をすることができる。
(返還の猶予)
- 第19条** 奨学生は、条例第8条の規定に基づき奨学金の返還の猶予を受けようとするときは、別記第21号様式による奨学金返還猶予申請書に返還の猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。
- 2 県教育長は、前項の規定による奨学金返還猶予申請書を受理したときは、奨学金の返還を猶予するかどうかを決定し、奨学金の返還を猶予するときあっては別記第22号様式による奨学金返還猶予通知書により、奨学金の返還を猶予しないときあっては書面により、その旨を当該奨学生に通知するものとする。
- 3 条例第8条第1号の教育委員会規則で定める専修学校の高等課程は、機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とする学科であって、その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められている修業年限2年以上のものとする。
- 4 条例第8条第1号の教育委員会規則で定める学校は、同号に規定する高等学校等、大学、短期大学、専修学校、各種学校及びこれらと同等程度の教育を行うと認められる教育施設(大学、短期大学、専修学校、各種学校及びこれらと同等程度の教育を行うと認められる教育施設にあっては、通信による教育を行うものを除く。)とする。
- 5 条例第8条第2号の規定に該当する場合における奨学金の返還の猶予の期間は、1年以内で県教育長が認める期間とする。この場合において、県教育長が特に必要があると認めるときは、更に1年以内で当該期間を延長することができる。
(返還の免除)
- 第20条** 条例第9条の精神又は身体の著しい障害は、高等学校等奨学金貸与規則別表第3及び別表第4に定める障害とする。
- 2 条例第9条の奨学金の返還を免除することが適当であると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 奨学生及び連帯保証人が無資力又はこれに近い状態にあり、奨学金を返還することができる見込みがないと県教育長が認めるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、奨学金の返還を免除することが特に必要であると県教育長が認めるとき。
- 3 条例第9条の規定に基づき奨学金の返還の免除を受けようとする者は、別記第23号様式による奨学金返還免除申請書に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。ただし、高等学校等奨学金

- 貸与規則第18条第2項の奨学金返還免除申請書を併せて提出するときは、次に掲げる書類の添付を省略することができる。
- (1) 奨学生が死亡したとき 死亡したことを証明する書類
- (2) 奨学生が第1項に規定する障害を受けたとき 精神障害者保健福祉手帳の写し若しくは身体障害者手帳の写し又は医師が発行する診断書(当該障害を受けたことを確認することができるものに限る。)
- (3) 前項の規定に該当するとき 別に県教育長が定める書類
- 4 県教育長は、前項の規定による奨学金返還免除申請書を受理したときは、奨学金の返還を免除するかどうか及び奨学金の返還を免除する額を決定し、奨学金の返還を免除するときあっては別記第24号様式による奨学金返還免除通知書により、奨学金の返還を免除しないときあっては書面により、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。
- 5 奨学金の返還を免除する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- (1) 奨学生が死亡したとき、高等学校等奨学金貸与規則別表第3に定める障害を受けたとき又は第2項の規定に該当したとき 奨学金の返還未済額の全額に相当する額
- (2) 奨学生が高等学校等奨学金貸与規則別表第4に定める障害を受けたとき 奨学金の返還未済額の4分の3に相当する額
(延滞金)
- 第21条** 条例第10条第1項の規定により延滞金を徴収する場合において、同項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき又は延滞金の額が500円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てるものとする。
- 2 条例第10条第3項の規定に基づき延滞金を減額し、又は免除するときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
- (1) 条例第9条の規定に基づき奨学金の全部又は一部の返還を免除したとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、県教育長が特に必要があると認めるとき。
- 3 条例第10条第3項の規定に基づく延滞金の減額又は免除は、県教育長が特に認めるときを除き、延滞金の減額又は免除を受けようとする者からの申請により行うものとする。
(事務処理の特例)
- 第22条** 条例第11条の教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。
- (1) 第3条第1項の規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書の受理
- (2) 第4条第1項の規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与内定通知書等の交付
(委任)
- 第23条** この規則に定めるもののほか、奨学金の貸与、返還等に

関し必要な事項は、県教育長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
(高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部改正)
- 2 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。
- 第2条第4項第3号中「第323条第1項の規定により」を「第323条の規定に基づき」に改め、同項第6号中「第3条第3項及び第5条第2項を「次条第3項」に、「別表第1」を「別表第1」に改め、同条第5項中「及び高知県生活福祉資金貸付事業」を「、高知県生活福祉資金貸付事業」に、「就学支度費」を「就学支度費及び高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例(平成19年高知県条例第10号)第2条第1項の規定に基づき貸与される奨学金(別表第2備考1において「通学支援奨学金」という。)」に改める。
- 第3条第1項中「いずれか」を「規定のいずれか」に、「高知県高等学校等奨学金貸与申請書(以下「申請書」という。)」を「申請書」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「住民票」を「住民票の写し」に改め、同条第2項中「いずれか」を「規定のいずれか」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「住民票」を「住民票の写し」に改め、同項第4号中「に該当する」を「の規定に該当する」に改め、同条第3項中「に該当する」を「の規定に該当する」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同項第1号中「住民票」を「住民票の写し」に、「減少」を「減少し、」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改め、同条第4項を次のように改める。
- 4 申請者が中学校又は高等学校等に在学している場合の前3項の規定による申請書の提出は、当該在学している中学校又は高等学校等を通じて行わなければならない。
- 第3条の2第1項中「に規定する」を「の規定による」に、「第3項において」を「以下」に改める。
- 第19条を第21条とし、同条の前に次の1条を加える。
(事務処理の特例)
- 第20条** 条例第11条の教育委員会規則で定める事務は、次に掲げる事務とする。
- (1) 第3条第1項の規定による申請書の受理
- (2) 第3条の2第1項の規定による内定通知書等の交付
第18条の2を第19条とする。
別表第2備考を次のように改める。
- 備考 1 貸与金額は、条例第2条第1項の規定に基づき貸与された奨学金の総額とする。ただし、通学支援奨学金を併せて貸与された場合における貸与金額は、同項の

規定に基づき貸与された奨学金の総額に当該併せて貸与された通学支援奨学金の総額を加えて得た額とする。

- 2 第15条第2項の規定に基づき奨学金の返還の期間を変更する場合における貸与金額は、1による奨学金の総額に大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度の教育を行うと認められる教育施設で修学するために貸与された資金の総額を加えて得た額とする。

別記第1号様式、別記第1号様式の2及び別記第1号様式の4中「、第7条」を削る。

別表第1（第2条関係）

廃止県立高校	対象中学校
高知県立大柝高等学校	香美市立大柝中学校
高知県立仁淀高等学校	仁淀川町立吾川中学校 仁淀川町立池川中学校 仁淀川町立仁淀中学校

別表第2（第6条関係）

金額（月額）
5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円又は30,000円のうち、申請者又は奨学生が選択する額で、通学のために利用する公共交通機関の運賃の月額を超えないもの

別表第3（第17条関係）

貸与金額	返還期間
300,000円以下	7年
300,001円から500,000円まで	8年
500,001円から700,000円まで	9年
700,001円から900,000円まで	10年
900,001円から1,100,000円まで	11年
1,100,001円から1,300,000円まで	12年
1,300,001円から1,500,000円まで	13年
1,500,001円から1,900,000円まで	14年
1,900,001円から2,300,000円まで	15年
2,300,001円から2,700,000円まで	16年
2,700,001円から2,900,000円まで	17年
2,900,001円から3,100,000円まで	18年

3,100,001円から3,300,000円まで	19年
3,300,001円以上	20年

- 備考 1 貸与金額は、条例第2条第1項の規定に基づき貸与された奨学金の総額とする。ただし、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例（平成14年高知県条例第3号）第2条第1項の規定に基づき貸与される奨学金（以下「高等学校等奨学金」という。）を併せて貸与された場合における貸与金額は、条例第2条第1項の規定に基づき貸与された奨学金の総額に当該併せて貸与された高等学校等奨学金の総額を加えて得た額とする。
- 2 第17条第2項の規定に基づき奨学金の返還の期間を変更する場合における貸与金額は、1による奨学金の総額に大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度の教育を行うと認められる教育施設で修学するために貸与された資金の総額を加えて得た額とする。

別記
第1号様式(第3条関係)

高知県教育長 様

年 月 日

申請者 郵便番号 所
住 フリガナ 名
氏 生年月日
電話番号
⑩

保護者 郵便番号 所
住 フリガナ 名
氏 電話番号
⑩

高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸与を受けたいので、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。
なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

入学を希望する県立高校の名称		課程の別		全日制 定時制 通信制			
申請者と生計を一にする家族	続柄	氏名	年齢	職業又は勤務先 (学生の場合は、学校名)	年間収入 金額	年間所得 金額	備考 ※1
	申請者 本人				円	円	
	合計	人					
貸与を希望する奨学金の額		月額		円 ※2			
高知県高等学校等奨学金の貸与の状況			有 無 申請中				
奨学金を次の金融機関の口座に振り込んでください。 ※3							
金融機関名		店舗名					
預金 種目	普通 その他()	口座 番号				口座 名義	

注 申請時の注意事項は、裏面の備考に記載しています。

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。

年 月 日

連帯保証人 住 所
※4 氏 名
生年月日
電話番号
奨学生との関係
職 業
⑩

連帯保証人 住 所
※4 氏 名
生年月日
電話番号
奨学生との関係
職 業
⑩

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種類	基準額	70歳以上	障害者	母子・父子	収入基準額
	給与 その他					
決定番号	収入合計					
生活保護世帯 ・ 非課税世帯 ・ 減免世帯 ・ 基準額以下の世帯						

- 備考 ※1 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
 (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
 ※2 月額5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円又は30,000円の中から貸与を受けたい額を選んで記載してください(通学のために使用する公共交通機関の運賃の月額を超える額を選択することはできません。)
 ※3 振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
 ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
 5 次に掲げる書類を添えてください(併せて「高知県高等学校等奨学金貸与申請書」を提出し、次に掲げる書類を添える方は、添える必要はありません。)
 (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 (2) 貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所長の発行する生活保護受給証明書
 (3) 貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯(市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。)又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯(市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。)は、市町村長の発行する証明書
 (4) (2)又は(3)に該当しない世帯は、市町村長の発行する収入・所得を証明する書類
 (5) ※1に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 (6) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の何方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、その旨を証明する書類
 (7) 振込口座の各項目の記載内容が確認することができる預金通帳の写し
 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別葉に記載した書類を添えてください。

第2号様式（第3条関係）

高知県教育長 様

年 月 日

申請者 郵便番号 〇〇〇〇〇〇
 住所 〇〇〇〇
 フリガナ 〇〇〇〇
 氏名 〇〇〇〇
 生年月日 〇〇/〇〇/〇〇
 電話番号 〇〇-〇〇〇〇〇〇〇
 保護者 郵便番号 〇〇〇〇〇〇
 住所 〇〇〇〇
 フリガナ 〇〇〇〇
 氏名 〇〇〇〇
 電話番号 〇〇-〇〇〇〇〇〇〇

高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸与を受けたいので、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第3条第2項の規定により関係書類を添えて申請します。
 なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

卒業した中学校の名称							
県立高校の名称				課程の別	全日制		
学年又は年次					定時制 通信制		
申請者と生計を一にする家族	続柄	氏名	年齢	職業又は勤務先 (学生の場合は、学校名)	年間収入 金額	年間所得 金額	備考 ※1
	申請者本人				円	円	
	合計		人				
貸与を希望する奨学金の額		月額		円 ※2			
高知県高等学校等奨学金の貸与の状況			有 無 申請中				
奨学金を次の金融機関の口座に振り込んでください。※3							
金融機関名				店舗名			
預金種目	普通 その他()	口座 番号				口座 名義	

注 申請時の注意事項は、裏面の備考に記載しています。

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。
 年 月 日

連帯保証人 住 所
 ※4 氏 名
 生年月日
 電話番号
 奨学生との関係
 職 業

連帯保証人 住 所
 ※4 氏 名
 生年月日
 電話番号
 奨学生との関係
 職 業

(以下は、記載しないでください。)

世帯員数	収入の種類	基準額	70歳以上	障害者	母子・父子	収入基準額
	給与 その他					
決定番号	収入合計					
生活保護世帯 ・ 非課税世帯 ・ 減免世帯 ・ 基準額以下の世帯						

- 備考 ※1 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
 (1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
 (2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 (3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
 ※2 月額5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円又は30,000円の中から貸与を受けたい額を選んで記載してください(通学のために使用する公共交通機関の運賃の月額を超える額を選択することはできません。)
 ※3 振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
 ※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
 5 次に掲げる書類を添えてください(併せて「高知県高等学校等奨学金貸与申請書」を提出し、次に掲げる書類を添える方は、(8)に掲げる書類のみを添えてください。)
 (1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
 (2) 貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護を受けた世帯は、福祉事務所の発行する生活保護受給証明書
 (3) 貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第295条第1項の規定により市町村民税を非課税とされた方の属する世帯(市町村民税を課税された方が1人以上いる世帯を除く。)又は同法第323条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた方の属する世帯(市町村民税の減免を受けなかった方が1人以上いる世帯を除く。)は、市町村長の発行する証明書
 (4) (2)又は(3)に該当しない世帯は、市町村長の発行する収入・所得を証明する書類
 (5) ※1に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
 (6) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、その旨を証明する書類
 (7) 在学する県立高校の発行する在学証明書
 (8) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類(通学定期の写し等)
 (9) 振込口座の各項目の記載内容が確認することができる預金通帳の写し
 6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別葉に記載した書類を添えてください。

第3号様式 (第3条関係)

高知県教育長 様 年 月 日

申請者 郵便番号 住所 氏名 生年月日 電話番号
保護者 郵便番号 住所 氏名 電話番号

高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例第2条第1項の規定に基づき奨学金の貸与を受けたいので、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第3条第3項の規定により関係書類を添えて申請します。
なお、関係機関において奨学金の貸与の決定のために必要な事項を調査されることについて同意します。

卒業した中学校の名称
県立高校の名称
学年又は年次
申請者と生計を一にする家族
続柄 氏名 年齢 職業又は勤務先 年間収入金額 年間所得金額 備考
貸与を希望する奨学金の額
高知県高等学校等奨学金の貸与の状況
奨学金を次の金融機関の口座に振り込んでください。
金融機関名 店舗名
預金種目 普通その他 口座番号 口座名義

注 申請時の注意事項は、裏面の備考に記載しています。

(裏面)

貸与を受ける奨学金の返還の債務について、申請者と連帯して負担します。
年 月 日
連帯保証人 住所 氏名 生年月日 電話番号
奨学生との関係 職業
連帯保証人 住所 氏名 生年月日 電話番号
奨学生との関係 職業
奨学金の緊急貸与を希望するに至った家庭の事情を記載してください。
事実発生年月日 年 月 日
学校長の所見
年 月 日
学校名
学校長氏名

(以下は、記載しないでください。)

Table with 7 columns: 世帯員数, 収入の種類, 基準額, 70歳以上, 障害者, 母子・父子, 収入基準額. Includes rows for 給与 その他, 収入合計, and 生活保護世帯・非課税世帯・減免世帯・基準額以下の世帯.

- 備考 ※1 申請者と生計を一にする家族に次に掲げる方がいる場合は、その旨を「備考」欄に記載してください。
(1) 障害等級が1級、2級又は3級と記載された身体障害者手帳の交付を受けている方
(2) 級別が1級又は2級と記載された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
(3) 障害の程度がA1、A2又はB1と記載された療育手帳の交付を受けている方
※2 月額5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円又は30,000円の中から貸与を受けたい額を選んで記載してください(通学のために使用する公共交通機関の運賃の月額を超える額を選択することはできません。)。
※3 振込口座は、申請者本人の名義のものに限ります。
※4 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
5 次に掲げる書類を添えてください(併せて「高知県高等学校等奨学金貸与申請書」を提出し、次に掲げる書類を添える方は、(7)に掲げる書類のみを添えてください。)。
(1) 申請者と生計を一にする家族全員の住民票の写し
(2) 市町村長の発行する収入・所得を証明する書類
(3) (1)及び(2)に掲げる書類のほか、この申請書の記載事項を証明する書類
(4) ※1に該当する世帯は、身体障害者手帳の写し、精神障害者保健福祉手帳の写し又は療育手帳の写し
(5) 父母の一方若しくは両方がいないか、又はこれらに準ずる状態にあるため、父母の他方又は父母以外の方が児童を養育している世帯は、その旨を証明する書類
(6) 在学する県立高校の発行する在学証明書
(7) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類(通学定期の写し等)
(8) 振込口座の各項目の記載内容が確認することができる預金通帳の写し
6 記載欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか、又は別葉に記載した書類を添えてください。

第4号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

申請者氏名 様

高知県教育長 印

高知県立高校通学支援奨学金貸与内定通知書

年 月 日付けで申請のありました奨学金については、貸与することを内定しましたので、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第4条第1項の規定により通知します。

なお、県立高校に入学後 年 月 日までに下記の書類を高知県教育長に提出してください。

記

- 1 在学する県立高校の発行する在学証明書
- 2 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類

今回の内定は、奨学金の貸与の決定ではありません。奨学金の貸与の決定については、月ごろを予定しています。

第5号様式（第5条関係）

第 号
年 月 日

奨学生氏名 様

高知県教育長 印

高知県立高校通学支援奨学金貸与決定通知書

年 月 日付けで申請のありました奨学金の貸与については、下記のとおり決定しましたので、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第5条第1項の規定により通知します。

記

奨学生決定番号	
貸与月額	円
貸与の始期	年 月から

- 備考
- 1 奨学金の貸与の期間は、年間を限度とします。
 - 2 あなたが奨学金の貸与の要件を欠いた場合は、奨学金の貸与を取り消すことがあります。
 - 3 高知県立高校通学支援奨学金貸与条例及び高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の規定に従ってください。

第6号様式(第7条関係)

誓約書

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生	決定番号		学校名		
	フリガナ氏名		㊞	住所	(郵便番号 -)
	生年月日	年 月 日生		電話番号	
保護者	フリガナ氏名		㊞	住所	(郵便番号 -)
	生年月日	年 月 日生		電話番号	
	奨学生との関係			職業	
連帯保証人 1	フリガナ氏名		㊞ 2	住所	(郵便番号 -)
	生年月日	年 月 日生		電話番号	
	奨学生との関係			職業	
連帯保証人 1	フリガナ氏名		㊞ 2	住所	(郵便番号 -)
	生年月日	年 月 日生		電話番号	
	奨学生との関係			職業	

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例及び高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の規定に従い、奨学生としての責務を誠実に果たします。
保護者においては、奨学生に対して高知県立高校通学支援奨学金貸与条例及び高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の規定に従い、奨学生としての責務を誠実に果たさせるとともに、義務の不履行その他都合な行為をさせないようにします。
連帯保証人においては、奨学金の返還の債務について、奨学生と連帯して負担します。

備考 1 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
2 この誓約書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長の発行する印鑑証明書を添えてください。

第7号様式(第7条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 決定番号
住 所
氏 名

㊞

連帯保証人異動報告書

連帯保証人を変更したいので、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第7条第4項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 連帯保証人の異動の内容等

2 連帯保証人の異動事項

新旧の別	氏名	奨学生との関係	生年月日	職業	住所
旧					(郵便番号 -)
					(郵便番号 -)
新					(郵便番号 -)
					(郵便番号 -)

備考 変更後の連帯保証人の2人とともに作成した誓約書(別記第6号様式)又は高知県立高校通学支援奨学金借用証書(別記第18号様式)を添えてください。

第8号様式(第8条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 決定番号
住 所
氏 名



奨学金振込口座変更届

奨学金の振込口座を変更したいので、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第8条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

金融機関名								店舗名		
預金 種目	普通 その他()	口座 番号	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	口座 名義		

- 備考 1 振込口座は、奨学生本人の名義のものに限ります。
2 振込口座の各項目の記載内容を確認することができる預金通帳の写しを添えてください。

第9号様式(第9条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 決定番号
住 所
氏 名



保護者異動報告書

保護者を変更したいので、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第9条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 保護者の異動の内容等

2 保護者の異動事項

新旧 の別	氏名	奨学生 との関 係	生年月日	職業	住所
旧					(郵便番号 -)
新					(郵便番号 -)

第10号様式 (第10条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 (保護者又は連帯保証人)

決定番号

住 所

氏 名

㊦

奨学生 (保護者・連帯保証人) 異動届

奨学生 (保護者・連帯保証人) に異動がありましたので、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第10条第1項 (第2項) の規定により下記のとおり届け出ます。

記

区分	異動事項	異動年月日	内容
奨学生	氏名の変更 住所の変更 退学 転学 転籍 休学 3月を超える欠席 復学 3月を超える欠席をやめたこと 死亡		
保護者	氏名の変更 住所の変更		
連帯保証人	氏名の変更 住所の変更 職業の変更 連帯保証人として適当でない事由が生じたこと		

備考 異動の内容を証明する書類を添えてください。

第11号様式 (第10条関係)

奨学生決定番号

高知県立高校通学支援奨学金現況報告書

高知県教育長 様

年 月 日

奨学金の貸与を今年度も継続して受けたいので、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第10条第3項の規定により次のとおり報告します。

フリガナ		奨学生住所	(郵便番号 -)
奨学生氏名	㊦		
生年月日	年 月 日生 (満 歳)		電話番号 () -
県立高校名		※高知県高等学校等奨学金の貸与の状況	ア 受給 (申請) している イ 受給していない
※課程	全日制・定時制・通信制	科名、学年等	科・第 学年 (年次)
フリガナ		保護者住所	(郵便番号 -)
保護者氏名	㊦		電話番号 () -
※経済状況	世帯全員の家計状況が申請時又は前回の現況報告時と比較して ア 好転した イ ほぼ変わらない ウ 苦しくなった		

(以下は、記載しないでください。)

「課程」欄及び「科名、学年等」欄に記載のとおり相違ありません。

年 月 日

高知県教育長 様

学校名

学校長氏名 ㊦

- 備考
- ※印欄は、該当するもののいずれかを○で囲んでください。
 - 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類を添えてください。
 - 家計状況が好転した場合は、世帯全員の収入に関する証明書を添えてください。
 - 所定の期限までにこの報告書が提出されない場合は、奨学金の貸与を辞退するものとみなして、奨学金の貸与を取り消します。
 - 前年度と報告の内容 (氏名、住所等) が異なる場合は、奨学生 (保護者・連帯保証人) 異動届 (別記第10号様式) を併せて提出してください。

第12号様式(第11条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 決定番号
住 所
氏 名



奨学金貸与月額変更申請書

奨学金の月額の変更を希望するので、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第11条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

区分	貸与月額	住所又は学校名	変更理由及び変更年月日
変更前	円		
変更後			

備考 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額の改定があったときは、改定後の額を確認することができる書類(通学定期の写し等)を添えてください。

第13号様式(第11条関係)

第 号
年 月 日

奨学生氏名 様

高知県教育長 印

奨学金貸与月額変更通知書

年 月 日付けで申請のありました奨学金の月額の変更については、下記のとおり決定しましたので、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第11条第2項の規定により通知します。

記

貸与月額	円(変更前 円)
貸与月額の変更の始期	年 月から

第14号様式(第12条関係)

第 号
年 月 日

奨学生氏名 様

高知県教育長 印

奨学金貸与一時停止通知書

下記の理由により、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例第4条の規定に基づき
年 月から奨学金の貸与を一時停止します。

記

一時停止の理由

第15号様式(第13条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 決定番号

住 所

氏 名



奨学金貸与再開申請書

奨学金の貸与の再開を希望するので、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行
規則第13条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

1 奨学金の貸与の再開を申請する理由

2 奨学金の貸与を一時停止された期間

年 月分から 年 月分まで

3 奨学金の貸与の一時停止の理由がなくなった日

年 月 日

第16号様式 (第13条関係)

第 号
年 月 日

奨学生氏名 様

高知県教育長 印

奨学金貸与再開通知書

年 月 日付で申請のありました奨学金の貸与の再開については、
高知県立高校通学支援奨学金貸与条例第5条の規定により 年 月分から
行うこととしましたので、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第13条第
2項の規定により通知します。

第17号様式 (第15条関係)

第 号
年 月 日

奨学生氏名 様

高知県教育長 印

奨学金貸与取消通知書

下記の理由により、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例第6条の規定に基づき
年 月分から奨学金の貸与を取り消します。

記

取消しの理由

第18号様式(第16条関係)

高知県立高校通学支援奨学金借用証書

借用金額 _____ 円

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例第2条第1項の規定に基づき、奨学金として上記の金額を借用しました。

つきましては、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例及び高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の規定を守り、滞りなく返還します。

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 決定番号
住 所
氏 名
生年月日
電話番号

印

連帯保証人 住 所
氏 名
生年月日
職 業
電話番号

印

連帯保証人 住 所
氏 名
生年月日
職 業
電話番号

印

備考 1 連帯保証人のうち1人は、保護者以外の方で、独立の生計を営む成年者でなければなりません。
2 この借用証書に押印した連帯保証人の印鑑については、市町村長の発行する印鑑証明書を添えてください。

第19号様式(第17条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 決定番号
住 所
氏 名

印

返還期間変更申請書

下記のとおり大学等に入学し、修学するために資金を貸与されましたので、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第17条第3項の規定により奨学金の返還の期間の変更を申請します。

記

1 貸与を受けた奨学金の総額
円

2 決定済返還期間
年

3 入学した大学等の名称

4 大学等に入学し、修学するために貸与された資金の総額
円

備考 大学等で修学するために資金を貸与されたことを証明する書類を添えてください。

第20号様式(第18条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 決定番号
住 所
氏 名 ㊟
生年月日
電話番号

保護者 住 所
氏 名 ㊟
電話番号

奨学金返還計画書

奨学金を返還することとしたいので、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第18条第3項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

借用金額	円			
借用期間	年 月分から		年 月分まで	
借用終了事由	卒業 退学 辞退 その他()			
返還方法	月賦	半年賦	年賦	返還回数 回
1回の返還額	円		最終回の返還額	円
返還期間	年 月から		年 月まで	

第21号様式(第19条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生 決定番号
住 所
氏 名 ㊟

奨学金返還猶予申請書

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例第8条の規定に基づき奨学金の返還の猶予を受けたいので、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第19条第1項の規定により下記のとおり申請します。

記

- 奨学金の貸与を受けた期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 貸与を受けた奨学金の総額
円
- 返還済みの奨学金の額
円
- 返還の猶予を受けようとする奨学金の額
円
- 奨学金の返還の猶予を受けようとする期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 奨学金の返還の猶予を受けようとする理由

備考 猶予を受けようとする理由を証明する書類(在学証明書等)を添えてください。

第22号様式(第19条関係)

第 号
年 月 日

奨学生氏名 様

高知県教育長 印

奨学金返還猶予通知書

年 月 日付けで申請のありました奨学金の返還の猶予については、
高知県立高校通学支援奨学金貸与条例第8条の規定に基づき 年 月
日まで猶予することとしましたので、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行
規則第19条第2項の規定により通知します。

第23号様式(第20条関係)

年 月 日

高知県教育長 様

奨学生(保護者又は連帯保証人)

決定番号

住 所

氏 名



奨学金返還免除申請書

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例第9条の規定に基づき奨学金の返還の免除
を受けたいので、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第20条第3項の規
定により下記のとおり申請します。

記

- 1 奨学金の貸与を受けた期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 2 奨学金の貸与を受けた金額
円
- 3 返還済みの奨学金の額
円
- 4 返還の免除を受けようとする奨学金の額
円
- 5 奨学金の返還の免除を受けようとする理由

- 備考
- 1 奨学生が死亡した場合は、死亡したことを証明する書類を添えて、保護者
又は連帯保証人の方が申請してください。
 - 2 奨学生が精神又は身体に著しい障害を受けた場合は、精神障害者保健福祉
手帳の写し若しくは身体障害者手帳の写し又は医師の発行する診断書(当該
障害を受けたことが確認することができるもの)を添えてください。
 - 3 1又は2以外の場合の添付書類については、高知県教育委員会へお問い合わせください。

第24号様式(第20条関係)

第 年 月 日 号

奨学生氏名 様

高知県教育長 印

奨学金返還免除通知書

年 月 日付けで申請のありました奨学金の返還の免除については、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例第9条の規定に基づき下記のとおり決定しましたので、高知県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則第20条第4項の規定により通知します。

記

- 1 貸与を受けた奨学金の総額
円
- 2 返還済みの奨学金の額
円
- 3 返還されていない奨学金の額
円
- 4 返還を免除する奨学金の額
円
- 5 奨学金の返還を免除する理由

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第9号

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則の一部を改正する規則

高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則(昭和48年高知県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

本則の表高知県立大柝高等学校の項及び高知県立仁淀高等学校の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則中本則の表高知県立大柝高等学校の項を削る改正規定及び次項の規定は平成22年4月1日から、その他の規定は平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則(次項において「旧規則」という。)の規定により設置された高知県立大柝高等学校の全日制の課程の普通科(以下この項において「大柝高校普通科」という。)は、この規則による改正後の高知県立高等学校の分校並びに課程、学科及び科の設置に関する規則(次項において「新規則」という。)の規定にかかわらず、平成22年3月31日において大柝高校普通科に在学する者が大柝高校普通科に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。

3 旧規則の規定により設置された高知県立仁淀高等学校の全日制の課程の普通科(以下この項において「仁淀高校普通科」という。)は、新規則の規定にかかわらず、平成23年3月31日において仁淀高校普通科に在学する者が仁淀高校普通科に在学しなくなる日以後の最初の3月31日までの間、存続するものとする。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則をここに公布する。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第10号

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理等に関する規則

(高知県教育委員会事務委任規則の一部改正)
第1条 高知県教育委員会事務委任規則(平成4年高知県教育委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。
 第2条第16号中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。
 (高知県児童生徒表彰規則の一部改正)
第2条 高知県児童生徒表彰規則(平成11年高知県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。
 第2条中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に、「次の区分により」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める内容について」に改める。
 (高知県教育公務員の長期研修に関する規則の一部改正)
第3条 高知県教育公務員の長期研修に関する規則(昭和42年高知県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
 第7条第3号中「特殊教育」を「特別支援教育」に改める。
 (公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則の一部改正)
第4条 公立義務教育諸学校の学級編制の基準に関する規則(昭和34年高知県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。
 第2条第2項の表中「第75条に規定する特殊学級」を「第75条第2項及び第3項の規定に基づき設置する特別支援学級」に改め、同条第3項中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。
 (高知県立学校の管理運営に関する規則の一部改正)
第5条 高知県立学校の管理運営に関する規則(昭和35年高知県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。
 第5条第2項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第5項中「及び分室に当該分校及び分室」を「に、当該分校」に改める。
 第6条第1項中「、分校又は分室」を「又は分校」に改める。
 第9条第1項中「盲学校、聾学校及び養護学校の各部に」を「特別支援学校の各部に、」に改める。
 第10条の6第1項中「、盲学校、聾学校及び養護学校」を「及び特別支援学校」に改める。
 第10条の7第1項中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。
 (高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部改正)
第6条 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(平成14年高知県教育委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。
 第2条第6項中「特殊教育就学奨励費」を「特別支援教育就学奨励費」に改める。

(学校教育法施行細則の一部改正)
第7条 学校教育法施行細則(昭和29年高知県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。
 目次中「障害児教育」を「特別支援教育」に改める。
 第6条中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。
 第7条の見出し中「盲学校等」を「特別支援学校」に改め、同条中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に、「盲学校等の各部」を「特別支援学校の各部」に改める。
 第9条中「盲学校等の各部」を「特別支援学校の各部」に改める。
 第4章の章名を次のように改める。
第4章 特別支援教育
 第15条中「第22条又は第39条」を「第22条第1項又は第39条第1項」に、「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改める。
 第17条中「盲学校、聾学校及び養護学校に」を「特別支援学校について」に改める。
 別記第7号様式中「盲・聾・養護学校就学該当者調書」を「特別支援学校就学該当者調書」に改める。
 (高知県立盲学校、聾学校及び養護学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則の一部改正)
第8条 高知県立盲学校、聾学校及び養護学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則(昭和44年高知県教育委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。
高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則
 本則中「県立盲学校、聾学校及び養護学校」を「県立の特別支援学校」に改め、本則の表を次のように改める。

学校	障害種別	本校及び分校	部及び科	学科
高知県立盲学校	視覚障害	本校	幼稚部 小学部 中学部 高等部 専攻科	普通科 保健 理療科 理療科
高知県立高知ろう学校	聴覚障害	本校	幼稚部 小学部 中学部 高等部	普通科 産業

			専攻科	技術科 産業工芸科 被服科 理美容科 自動車塗装科
高知県立山田養護学校	知的障害	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
高知県立日高養護学校	知的障害	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
高知県立中村養護学校	知的障害	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
	肢体不自由	幡多希望の家分校	小学部 中学部 高等部	普通科
高知県立高知若草養護学校	肢体不自由	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
		子鹿園分校	小学部 中学部	
		国立高知病院分校	小学部 中学部 高等部	普通科
		土佐希望の家分校	小学部 中学部 高等部	普通科
高知県立高知江の口養護学校	病弱	本校	小学部 中学部 高等部	普通科
高知大学医学部附属病院分校		小学部 中学部		

(高知県立盲学校、聾学校及び養護学校寄宿舎の管理運営に関する規則の一部改正)

第9条 高知県立盲学校、聾学校及び養護学校寄宿舎の管理運営に関する規則(昭和47年高知県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則

第1条中「高知県立の盲学校、聾学校及び養護学校」を「県立の特別支援学校」に改める。

(高知県立盲学校、聾学校及び養護学校学則の一部改正)

第10条 高知県立盲学校、聾学校及び養護学校学則(平成3年高知県教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県立特別支援学校学則

第1条中「高知県立盲学校、高知県立聾学校及び高知県立養護学校」を「県立の特別支援学校」に改める。

第2条中「高知県立盲学校、聾学校及び養護学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則」を「高知県立特別支援学校の分校、部、科及び学科の設置に関する規則」に改める。

第9条第1項中「盲学校、聾学校及び養護学校幼稚部教育要領、盲学校、聾学校及び養護学校小学部・中学部学習指導要領及び盲学校、聾学校及び養護学校高等部学習指導要領」を「特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領」に改める。

第14条中「高知県立盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部又は高等部入学志願者取扱要項」を「高知県立特別支援学校の幼稚部又は高等部入学志願者取扱要項」に改める。

第30条中「高知県立盲学校、聾学校及び養護学校寄宿舎の管理運営に関する規則」を「高知県立特別支援学校寄宿舎の管理運営に関する規則」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

高知県学校教職員結核管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会規則第11号

高知県学校教職員結核管理規則を廃止する規則

高知県学校教職員結核管理規則(昭和29年高知県教育委員会規則第8号)は、廃止する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

教育委員会訓令

高知県教育委員会訓令第3号

教育委員会事務局

各 教 育 機 関

高知県教育委員会懲戒審査会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県教育委員会懲戒審査会規程の一部を改正する訓令

高知県教育委員会懲戒審査会規程(昭和41年10月高知県教育委員会訓令第4号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「委員会」を「教育委員会」に改める。

第5条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 審査会は、会長又は副会長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

高知県教育委員会訓令第4号

教育委員会事務局

各 教 育 機 関

各 県 立 学 校

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

組織改正に伴う関係訓令の整理に関する訓令

(高知県教育委員会公印規程の一部改正)

第1条 高知県教育委員会公印規程(平成15年3月高知県教育委員会訓令第3号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「教育政策課長」を「総務福利課長」に改め、同条第2項中「次の各号に」を「次に」に、「教育政策課長」を「総務福利課長」に改める。

第4条中「教育政策課長」を「総務福利課長」に改める。

第5条中「次の各号に」を「次に」に、「教育政策課長」を「総務福利課長」に改める。

第6条第1項、第7条及び第9条中「教育政策課長」を「総務福利課長」に改める。

別表第1教育委員会印の項中「教育政策課長」を「総務福利課長」に改め、同表専用教育長印の項中「高知城管理事務所長」を削り、同表教育長職務代理者印の項中「教育政策課長」を「総務福利課長」に改め、同表高知城管理事務所長印の項を削り、同表中「(13)」を「(12)」に、「(14)」を「(13)」に、

「(15)」を「(14)」に、「(16)」を「(15)」に、「(17)」を「(16)」に、「(18)」を「(17)」に、「高知城管理事務所長青少年センター所長」を「青少年センター所長」に、「(19)」を「(18)」に、

「

教育政策課長	身分証明書
--------	-------

」を「

総務福利課長	身分証明書
--------	-------

」

に、

「

(20)
(21)
(22)
(23)
(24)

」を「

(19)
(20)
(21)
(22)

」に、

「

(25)	方27	〃	教育政策課長
------	-----	---	--------

」

を

「

(23)	方27	〃	総務福利課長
------	-----	---	--------

」

に、「(26)」を「(24)」に改める。

別表第2中

「

(12)
高 知 城
管 理 事 務
所 長 印

」

を削り、「(13)」を「(12)」に、「(14)」を「(13)」に、「(15)」を「(14)」に、「(16)」を「(15)」に、「(17)」を「(16)」に、「(18)」を「(17)」に、「(19)」を「(18)」に、「(20)」を「(19)」に改め、

「

(21)
高 知 城

」

管理事務所
出納員印

を削り、「(22)」を「(20)」に、「(23)」を「(21)」に、「(24)」を「(22)」に、「(25)(26)」を「(23)(24)」に改める。

(高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程の一部改正)

第2条 高知県教育委員会事務局及び教育機関処務規程(平成14年3月高知県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

目次中「出先機関」を「事務所」に改める。

第2条第10号及び第4条中「出先機関」を「事務所」に改める。

第5条第1項の表中「副参事」を「教育企画監、企画監及び副参事」に、「出先機関」を「事務所」に、「主任(総括)」を「チーフ(総務担当)」に、

次長	総務班長
----	------

を

次長	チーフ(総務担当)
----	-----------

に改め、「高知城管理事務所長」を削り、

高知県心の教育センター所長	次長	所長があらかじめ指定した職員
---------------	----	----------------

を

高知県心の教育センター所長	次長	所長があらかじめ指定したチーフ
---------------	----	-----------------

に、「指定した課長」を「指定したグループ長」に、

高知県立幡多青少年の家所長	総務班長
---------------	------

長	
---	--

を

高知県立幡多青少年の家所長	チーフ
---------------	-----

に改め、同条第2項を削る。

第10条中「教育政策課」を「総務福利課」に改める。

第12条、第15条及び第22条中「教育政策課長」を「総務福利課長」に改める。

第4章の章名中「出先機関」を「事務所」に改める。

第24条(見出しを含む。)中「出先機関」を「事務所」に改める。

別表中

3 官報及び公報	教育政策課で1部保存するもの	官報1年	1年
		公報10年	
	その他		

を

3 高知県公報	総務福利課で1部保存するもの	10年	
---------	----------------	-----	--

に、「出先機関」を「事務所」に、「会計課」を「会計指導課」に改める。

(高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程の一部改正)

第3条 高知県教育委員会事務局職員衛生管理規程(昭和61年8月高知県教育委員会訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第10条第1項」を「(第10条第1項)」に改める。

第2条中「、高知県立青少年センター」を削る。

第4条第3項及び第6条第2項中「福利課長」を「総務福利課長」に改める。

第7条の2第1項中「、高知城管理事務所」を削り、同条第2項中「総務班長、高知城管理事務所」にあっては次長」を「チーフ(総務担当)」に、「総務課長」を「グループ長(普及協力

担当)」に改める。

第15条中「福利課」を「総務福利課」に改める。

(高知県立学校職員衛生管理規程の一部改正)

第4条 高知県立学校職員衛生管理規程(平成8年2月高知県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項及び第6条第2項中「福利課長」を「総務福利課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

高知県教育委員会訓令第5号

教育委員会事務局

各教育機関

高知県立学校職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日(揭示済)

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

高知県立学校職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令

高知県立学校職員の人事評価に関する規程(平成17年3月高知県教育委員会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表中

技師・技能員、船員及び看護職員	事務長、教頭又は船長	校長	技師・技能員・船員・看護職員用(別記第13号様式)
-----------------	------------	----	---------------------------

備考 1 盲・聾・養護学校の寮務主任又は舎監の職務に専ら従事する教諭は、寄宿舎指導員の評価様式を使用することができる。

2 市町村教育委員会教育長は、市町村の補導センター等で勤務する補導教員の評価者について、施設の設置状況及び管理体制等からこの表の区分により難い場合は、県教育長に協議の上、この表に掲げる者以外の者を評価者としてすることができる。

を

看護職員	事務長又は教頭	校長	看護職員用(別記第13号様式)
技師・技能員及び	事務長、教頭又は船長	校長	技師・技能員・船員用(別

船員			記第14号様式)
指導主事	課長補佐又は次長	課長又は所長	指導主事用(別記第15号様式)

備考 1 特別支援学校の寮務主任又は舎監の職務に専ら従事する教諭は、寄宿舍指導員の評価様式を使用することができる。

2 市町村教育委員会教育長は、市町村の補導センター等で勤務する補導教員の評価者について、施設の設置状況及び管理体制等からこの表の区分により難しい場合は、県教育長に協議の上、この表に掲げる者以外の者を評価者とするすることができる。

3 県教育長は、指導主事の評価者について、課長補佐又は次長を置かない所属においては、1次評価を省略することができる。

に改める。

別記第1号様式中「土佐の教育改革に」を「教育行政方針」に、「土佐の教育改革の」を「教育行政方針に関する取組の」に、

評価者(職名・氏名)	㊞
------------	---

を

2次評価者(職名・氏名)	㊞
--------------	---

に改める。

別記第2号様式中「土佐の教育改革」を「教育行政方針」に、「管理職と教職員」を「管理職と職員」に、

評価者(職名・氏名)	㊞
------------	---

を

2次評価者(職名・氏名)	㊞
--------------	---

に改める。

別記第3号様式から別記第11号様式までの規定中

評価者(職名・氏名)	㊞
------------	---

2次評価者(職名・氏名)	㊞
--------------	---

に改める。

別記第12号様式中

児童生徒理解	能力	1 児童生徒理解 2 職務知識 3 創意工夫 4 施設設備の管理
	成果	1 課題解決 2 意思疎通 3 関係機関等との連携

を

児童生徒理解及び他の職員との連携協力	能力	1 児童生徒理解 2 職務知識 3 創意工夫 4 施設設備の管理 5 他の職員との連携協力
	成果	1 課題解決 2 意思疎通 3 関係機関等との連携 4 他の職員との連携協力

に、

分掌等運営参画	を	学校運営等への参画	に、
---------	---	-----------	----

評価者(職名・氏名)	㊞
------------	---

を

2次評価者(職名・氏名)	㊞
--------------	---

に、

児童生徒理解

を

児童生徒理解及び他の職員との連携協力

に、

分掌等運営参画

を

学校運営等への参画

に改める。

別記第13号様式を次のように改める。

第13号様式 (第5条関係)

年度教職員人事評価書 (看護職員用)

番号	
----	--

定期評価	
条件評価	

評価期間	年 月 日 ~ 年 月 日
------	---------------

所属	立 学校	職名	ふりがな 氏 名	性別	
所属 コード		現所属 異動日	年 月 日	生年 月 日	年 月 日生
職員 番号		在 職 年 数	通算在職年数 (年)	年 齢	歳 (年 月 日現在)
勤務についての 特記事項					

		職員氏名			
項目	要素	着 眼 点	自己 評価	1次評価者 氏名:	2次評価者 氏名:
共通 評価	態度	1 責任感を持って積極的に取り組む姿勢 2 他と協調しながら取り組む姿勢 3 教育公務員としての自覚及び規律性を持って取り組む姿勢		S A B C	S A B C
	能力	1 児童生徒理解 2 職務知識 3 創意工夫 4 施設設備の管理		S A B C	S A B C
項目別・ 要素別 評価	成果	1 課題解決 2 意思疎通 3 関係機関等との連携		S A B C	S A B C
	能力	1 職務に対する知識・技能 2 職務の処理 3 状況把握		S A B C	S A B C
	成果	1 職務の処理の改善及び向上 2 職務環境の整備及び改善 3 保護者、他の職員、関係機関等との連携 4 職務の迅速さ・的確さ		S A B C	S A B C
	能力	1 学校運営への参画及び先見性 2 健康管理や安全確保に関する職務 3 意義及び背景の理解 4 課題把握・解決		S A B C	S A B C
	成果	1 健康管理や安全確保に関する支援体制の 確立 2 学校教育目標達成への貢献 3 渉外・広報の取組成果		S A B C	S A B C
1次評価者所見 (特記事項)					
総 合 評 価					
態 度	S A B C	能 力	S A B C	成 果	S A B C

<評価の根拠>

<職業能力の育成に関する事項（伸ばしたい能力、改善すべき課題等）>

2次評価者（職名・氏名）



年度

自己目標シート（看護職員用）

所 属

氏名	生年月日	年 月 日	在職通算
	年 齢	歳（4月1日現在）	年数 現所属
分掌業務			
学校教育目標の達成に向けて取り組む姿勢			
目指す看護職員像と自己課題			
昨年度の成果と課題			
担 当 す る 職 務 の 目 標 と 成 果			
児童生徒理解	年度当初目標等	自己目標	目標達成の手立て
	年度中途変更点		
	成果と課題 <自己評価 S A B C >		
職務の処理	年度当初目標等	自己目標	目標達成の手立て
	年度中途変更点		
	進捗状況		
成果と課題 <自己評価 S A B C >			

(看護職員用)

氏 名

学 校 運 営 等 へ の 参 画	年度 当初 目標 等	自己目標	目標達成の手立て
	年度 途中 の変 更 点		
	進 捗 状 況		
成果と課題 <自己評価 S A B C >			
研 修	年度当初の目標		
	目標達成の手立て		
	成果と課題		
態度に関する自己評価(総合)		S A B C	
特 記 事 項			

別記様式に次の2様式を加える。

第14号様式 (第5条関係)

年度教職員人事評価書 (技師・技能員・船員用)

番号	
----	--

定期評価	
------	--

条件評価	
------	--

評価期間	年 月 日 ~ 年 月 日
------	---------------

所属	立 学校	職名	ふりがな 氏 名	性別	
所属 コード		現所属 異動日	年 月 日	生年 月 日	年 月 日生
職員 番号		在 職 年 数	通算在職年数 (年) 現所属在職年数 (年)	年 齢	歳 (年 月 日現在)
勤務についての 特記事項					

		職員氏名					
項目	要素	着眼点	自己 評価				
共通評価	態度	1 責任感を持って積極的に取り組む姿勢 2 他と協調しながら取り組む姿勢 3 教育公務員としての自覚及び規律性を持って取り組む姿勢	自己評価	1次評価者 氏名:	2次評価者 氏名:		
				S A B C	S A B C		
	児童生徒及び他職員の連携	能力	1 児童生徒理解 2 職務知識 3 創意工夫 4 施設設備の管理 5 他の職員との連携協力		S A B C	S A B C	
		成果	1 課題解決 2 意思疎通 3 関係機関等との連携 4 他の職員との連携協力		S A B C	S A B C	
	項目別・要素別評価	職務の処理	能力	1 職務に対する知識・技能 2 職務の処理 3 状況把握		S A B C	S A B C
			成果	1 職務の処理の改善及び向上 2 職務環境の整備及び改善 3 職務の正確性・円滑化 4 学校運営等への協力体制		S A B C	S A B C
施設設備運用		能力	1 施設設備に関する知識・技能 2 施設設備の状況把握 3 施設設備の管理・運用		S A B C	S A B C	
		成果	1 施設設備の改善及び機能性の向上 2 職務の正確性 3 職務の効率化・迅速性 4 環境改善		S A B C	S A B C	
1次評価者所見 (特記事項)							
総合評価							
態度	S A B C	能力	S A B C	成果	S A B C		
<評価の根拠>							
<職業能力の育成に関する事項 (伸ばしたい能力、改善すべき課題等) >							
2次評価者 (職名・氏名)				㊟			

年度
自己目標シート (技師・技能員・船員用)

所 属	
-----	--

氏 名	生年月日	年 月 日生	在職	通 算
	年 齢	歳 (4月1日現在)	年数	現所属

分掌業務	
------	--

学校教育目標の達成に向けて取り組む姿勢

目指す「」像と自己課題

昨年度の成果と課題

担 当 す る 職 務 の 目 標 と 成 果

児童生徒理解及び他の職員との連携協力	年度当初目標等	自己目標	目標達成の手立て
	年度中途変更点		

成果と課題 <自己評価 S A B C >

職務の処理	年度当初目標等	自己目標	目標達成の手立て
	年度中途変更点		
	進捗状況		

成果と課題 <自己評価 S A B C >

(技師・技能員・船員用)

氏 名	
-----	--

施設設備の管理運用	年度当初目標等	自己目標	目標達成の手立て
	年度中途変更点		
	進捗状況		

成果と課題 <自己評価 S A B C >

研修	年度当初の目標	
	目標達成の手立て	
	成果と課題	

態度に関する自己評価 (総合)	S A B C
-----------------	---------

特記事項	
------	--

備考 「目指す「」像と自己課題」欄の「」には、技師、技能員又は船員の該当する職名を記入してください。

第15号様式 (第5条関係)

番号	
----	--

年度教職員人事評価書 (指導主事用)

評価期間	年 月 日～ 年 月 日
------	--------------

所属機関名称		ふりがな 氏名		性別	
職名		所属校名	立 学校		
所属コード		現所属異動日	年 月 日	生年月日	年 月 日生
職員番号		在職年数	通算在職年数 (年) 現所属在職年数 (年)	年齢	歳 (年 月 日現在)
勤務についての 特記事項					

要素	着 眼 点	自己 評価	職員氏名		
			1 次 評 価 者 氏名：	2 次 評 価 者 氏名：	
態度	1 児童生徒の視点に立って取り組む姿勢 2 責任感を持って学校現場の支援に積極的に 取り組む姿勢 3 他と協調しながら取り組む姿勢 4 情報の収集や専門性の向上に取り組む姿勢 5 教育公務員としての自覚及び規律性を持つ て取り組む姿勢		S A B C	S A B C	
能力	1 児童生徒理解 2 教育活動の支援 3 情報活用 4 理解・判断 5 コミュニケーション 6 柔軟な対応		S A B C	S A B C	
成果	1 教育課題の解決 2 教職員の資質・指導力の向上 3 信頼関係の構築 4 組織への貢献		S A B C	S A B C	
1次評価者所見 (特記事項)					
総 合 評 価					
態 度	S A B C	能 力	S A B C	成 果	S A B C
<評価の根拠>					
<職業能力の育成に関する事項 (伸ばしたい能力、改善すべき課題等)>					
2次評価者 (職名・氏名)			㊟		

年度 自己目標シート (指導主事用)		所 属		在籍校	
氏 名		生年月日	年 月 日 生	在職	通 算
		年 齢	歳 (4月1日現在)	年数	現所属
目指す指導主事像と自己課題					
従事業務の内容					
昨年度の成果と課題 (昨年度からの継続勤務者)					
担 当 す る 職 務 の 目 標 と 成 果					
年度当初の目標等	自己目標	目標達成の手立て			
	年度途中の変更点				
本年度の成果と課題 <自己評価 S A B C >					

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
高知県教育委員会訓令第6号

各県立学校

教職員結核性疾患取扱要領を廃止する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日 (掲示済)
 高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

教職員結核性疾患取扱要領を廃止する訓令

教職員結核性疾患取扱要領 (昭和29年12月高知県教育委員会訓令第3号) は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

教育委員会告示

高知県教育委員会告示第4号

高知県文化財保護条例 (昭和36年高知県条例第1号) 第4条第1項の規定に基づき次の1の表に掲げる有形文化財を高知県保護有形文化財に指定し、同条例第30条第1項及び第33条第1項の規定に基づき次の2の表のとおり高知県天然記念物及び当該天然記念物を管理する指定団体に指定する。

平成19年4月1日 (掲示済)
 高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

1 高知県保護有形文化財
 考古資料の部

名称	員数	内容	所有者
高知城伝下屋敷跡出土木製品	35点	墨書木製品 (木簡を含む。) 28点 斎串 1点 漆器 2点 羽子板 3点 井戸枠 1組	高知県

2 高知県天然記念物

名称	指定地域		管理する指定団体
	地名	区域	
本山町汗見川の枕状溶岩	長岡郡本山町瓜生野字鍵山658番地先	河川 2,500平方メートル	本山町

高知県教育委員会告示第5号

技能職員の特殊勤務手当の支給等に関する就業規則（昭和56年2月高知県教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成19年4月1日（揭示済）

高知県教育委員会委員長 宮地 彌典

第2条第1項及び第3条第1項中「高知城管理事務所又は」を削る。

附 則

この就業規則は、平成19年4月1日から施行する。

教育長訓令

高知県教育長訓令第1号

教育委員会事務局

各 教 育 機 関

高知県立学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年3月30日（揭示済）

高知県教育長 大崎 博澄

高知県立学校の管理運営に関する規則施行細則の一部を改正する訓令

高知県立学校の管理運営に関する規則施行細則（昭和32年7月高知県教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

高知県教育長訓令第2号

教育委員会事務局

各 教 育 機 関

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年4月1日（揭示済）

高知県教育長 大崎 博澄

教育長の権限に属する事務決裁規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務決裁規程（昭和46年3月高知県教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、教育事務所長及び高知城管理事務所長」を「及び教育事務所長」に改める。

第6条各号を次のように改める。

(1) 教育職員免許状に関する事（免許状の取上げを除く。）。

(2) 県立の中学校、高等学校及び特別支援学校の教職員の給料並びに諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当を除く。）の認定及び支給の決定に関する事。

(3) 市町村立（市町村の組合立を含む。以下同じ。）の小学校、中学校、高等学校（定時制の課程に限る。）及び特別支援学校の教職員の給料並びに諸手当の認定及び支給の決定に関する事。

第7条を次のように改める。

（総務福利課長専決事項）

第7条 総務福利課長の専決事項は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事務局及び各教育機関（県立学校を除く。以下「その他の教育機関」という。）の職員の給料並びに諸手当（扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当を除く。）の認定及び支給の決定に関する事。

(2) 事務局及びその他の教育機関の職員の休職及び育児休業並びに臨時的任用職員の任免及び給与に関する事。

(3) 保存期限の満了した文書の処分に関する事。

(4) 公印の新調及び改刻に関する事。

(5) 公印台帳の整理及び廃止した公印の処分に関する事。

(6) 高知県財産規則（昭和39年高知県規則第19号）第64条に規定する重要物品の損傷又は亡失に関する事。

(7) 官報報告事項に関する事。

(8) 教育統計に関する刊行物の発行に関する事。

(9) 県立学校の財産に関する事。

(10) 退職手当の裁定に関する事。

(11) 事務局及びその他の教育機関の職員並びに県立学校の教職員の健康診断に関する事。

(12) 県立学校に属する高知県公務員宿舎の入居に関する事。

(13) 恩給及び退隠料等の進達に関する事。

(14) 公立学校共済組合に関する事。

(15) 高知県教職員互助会の業務の執行に関する事。

(16) 被服の貸与に関する事。

第14条を削り、第13条を第14条とする。

第12条第2号中「第63条の2第1項」を「第105条第1項」に改め、同条を第13条とする。

第11条を第12条とする。

第10条を削る。

第9条第1号中「盲学校、聾学校及び養護学校（以下この条において「盲学校等」という。）並びに市町村立の養護学校」を「特別支援学校及び市町村立の特別支援学校」に改め、同条第2号及び第3号中「盲学校等」を「県立の特別支援学校」に改め、同条第5号中「盲学校、聾学校又は養護学校」を「特別支援学校」に改め、同条第10号中「高知県立盲・聾・養護学校自活訓練

棟」を「高知県立特別支援学校自活訓練棟」に改め、同条を第11条とする。

第8条の2第4号中「次号から第8号まで」を「以下この条」に改め、同条に次の1号を加え、同条を第10条とする。

(10) 高知県県立高校通学支援奨学金に関する事（奨学金の貸与の決定を除く。）。

第8条第1号中「第5号」を「第4号」に改め、同条を第9条とする。

第7条の2第3号中「第9条」を「第11条」に改め、同条を第8条とする。

別表の2の(1)の項中「政策法制課長（総務部政策法制課長）」を「法務課長（総務部法務課長）」に、

「財政課長（総務部財政課長をいう。以下同じ。）」を

「財政課長（総務部財政課長をいう。以下同じ。）」

教育政策課長

総務福利課長

」に改め、同表の2の(2)の項を次のように改める。

(2) 訓令（教育委員会訓令にあっては、軽易又は定例的なものに限る。(3)において同じ。)及び規程形式の告示の制定に関する事。	○				教育政策課長 総務福利課長	財政負担を伴うものは、財政課長に合議する。
---	---	--	--	--	------------------	-----------------------

別表の2の(16)の項を同表の2の(17)の項とし、同表の2の(15)の項中「(14)」を「(15)」に改め、同項を同表の2の(16)の項とし、同表の2の項中(14)の項を(15)の項とし、(13)の項を(14)の項とし、(12)の項を(13)の項とし、同表の2の(11)のアの項及びイの項を次のように改め、同表の2の(11)の項を同表の2の(12)の項とする。

ア 高知県個人情報保護制度委員会の意見を聴くこと。			○			
イ 高知県個人情報保護審査会への諮問			○			

別表の2の(10)のアの項を次のように改め、同表の2の(10)の項を同表の2の(11)の項とする。

ア 高知県公文書開示審査会への諮問				○			
-------------------	--	--	--	---	--	--	--

別表の2の(9)の項中「(8)」を「(9)」に改め、同項を同表の2の(10)の項とし、同表の2の(8)の項を同表の2の(9)の項とし、同表の2の(7)の項中「(6)」を「(7)」に改め、同項を同表の2の(8)の項とし、同表の2の項中(6)の項を(7)の項とし、(3)の項から(5)の項までを削り、(2)の項の次に次のように加える。

(3) 訓令及び規程形式の告示の改廃に関すること。			○		教育政策課長 総務福利課長	〃
(4) 規程形式以外の告示及び公告に関すること。				○	総務福利課長	〃
(5) 要綱、要領等の制定及び改廃に関すること。			○			組織に係るものについては、総務福利課長に合議する。
(6) (5)のうち軽易又は定例的なもの				○		〃

別表の3の(2)の項中「の出先機関」を「に属する事務所」に、「教育政策課長」を「総務福利課長」に改め、同表の3の(4)の項中「振替及び半日勤務時間の割振り変更」を「振替等及び休日の代休日の指定」に改め、同表の3の(4)のウの項中「課長補佐、主任企画員、専門企画員及び副参事」を「教育企画監、企画監、副参事及び課長補佐」に改め、同表の3の(7)の項を削り、同表の3の(6)の項に次のように加え、同項を同表の3の(7)の項とする。

ウ 教育企画監及び企画監に				○		
---------------	--	--	--	---	--	--

係るもの						
------	--	--	--	--	--	--

別表の3の(5)のアの項中「課長補佐、主任企画員、専門企画員及び副参事」を「副参事及び課長補佐」に改め、同表の3の(5)の項を同表の3の(6)の項とし、同表の3の(4)の項の次に次のように加える。

(5) 職員の休憩時間の短縮及び育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務に関すること。	ア 教育次長及び参事に係るもの			○		
	イ 課長に係るもの				○	
	ウ 教育企画監、企画監、副参事及び課長補佐に係るもの					○
	エ 所属職員に係るもの					

別表の3の(8)のウの項中「課長補佐、主任企画員、専門企画員及び副参事」を「教育企画監、企画監、副参事及び課長補佐」に改め、同表の3の(11)の項、(13)の項及び(20)の項並びに4の(1)の項及び(2)の項中「教育政策課長」を「総務福利課長」に改め、同表の6の(1)のアの項、イの項及びウの項を次のように改める。

ア 監督上必要な命令				○		総務福利課長 保育所を営する公益法人に係るものについては、福祉指導課長(健康
------------	--	--	--	---	--	---

						福祉部 福祉指導課長をいう。以下同じ。)に合議する。
イ 定款又は寄附行為の変更認可、基本財産の処分承認、解散及び清算終了の届出の受理並びに残余財産の処分の許可				○		総務福利課長 〃
ウ イのうち軽易なもの					○	総務福利課長 〃

別表の7の(1)のイの項を次のように改める

イ 各省庁の長への交付申請(取下げを含む。)					○	
------------------------	--	--	--	--	---	--

別表の7の(1)のキの項を次のように改める。

キ 各省庁の長への補助事業の遂行状況及び実績等の報告					○	
----------------------------	--	--	--	--	---	--

別表の7の(1)のクの項を削り、同表の7の(1)のケの項を同表の7の(1)のクの項とし、同表の7の(2)のアの項中「5,000万円」を「1億円」に改め、同表の7の(2)のイの項を次のように改める。

イ 1件1,000					○	(健康
-----------	--	--	--	--	---	-----

万円以上1億円未満のもの及びアで定例的な補助金として教育長が認めるもの(定例的な補助金とは、補助先が固定化されているもの等をいい、定額な補助金が集合したものを含む。)							
---	--	--	--	--	--	--	--

別表の7の(3)のアの項を次のように改める。

ア 変更後の額が1件1,000万円以上のもの		○					
------------------------	--	---	--	--	--	--	--

別表の7の(3)のイの項中「1件5,000万円」を「変更後の額が1件1,000万円」に改め、同表の7の(5)のアの項を次のように改める。

ア 1件5,000万円以上のもの		○					
------------------	--	---	--	--	--	--	--

別表の7の(6)の項を次のように改める。

(6) 補助事業の交付要綱の制定及び改廃に関すること。		○				財政課長 ※	
-----------------------------	--	---	--	--	--	-----------	--

別表の8の(1)のアの項中「3,000万円」を「5,000万円」に改め、同表の8の(1)のイの項を次のように改める。

イ 1件1,000万円以上5,000万円未満のもの及びアのうち定例的な貸付金と		○				〃 ※	
---	--	---	--	--	--	--------	--

して教育長が認めるもの(定例的な貸付金とは、貸付先が固定されているものをいう。)							
--	--	--	--	--	--	--	--

別表の8の(2)のアの項を次のように改める。

ア 変更後の額が1件1,000万円以上のもの		○					
------------------------	--	---	--	--	--	--	--

別表の8の(2)のイの項中「1件」を「変更後の額が1件」に改め、同表の9の(1)のアの項中「3億円」を「5億円」に改め、同表の9の(1)のイの項を次のように改める。

イ 1件の工事請負対象金額が2億円以上5億円未満のもの		○				〃 ※	
-----------------------------	--	---	--	--	--	--------	--

別表の9の(3)のアの項を次のように改める。

ア 1件の工事請負対象金額が3億円以上のもの		○				(1)において財政課長に合議したものについては、財政課長に合議する。 ※	
------------------------	--	---	--	--	--	---	--

別表の9の(4)のアの項を次のように改める。

ア 1件の工事請負対象金額が3億円以上		○					
---------------------	--	---	--	--	--	--	--

のもの							
-----	--	--	--	--	--	--	--

別表の9の(6)のアの項を次のように改める。

ア 1件の工事請負対象金額が5億円以上のもの		○					
------------------------	--	---	--	--	--	--	--

別表の9の(8)の項中「工事の着手及び完成通知書の処理」を「工事監督の実施」に改め、同表の10の(1)の項を次のように改める。

(1) 委託の施行決定及び予定価格の決定に関すること。	ア 1件の契約対象金額が5,000万円以上のもの		○					次の(ア)及び(イ)に係る施行決定については、財政課長に合議する。(ア) 500万円以上の工事等の委託で、別に指定するもの(イ) 県有施設の管理運営及び設計の
-----------------------------	--------------------------	--	---	--	--	--	--	---

							委託並びに政策的又は奨励的な委託で、別に指定するもの
イ	1件の契約対象金額が5,000万円未満のもの					○	〃 ※

別表の10の(3)のアの項を次のように改める。

ア	1件の契約対象金額が1億円以上のもの					○	(1)において財政課長に合議したものについては、財政課長に合議する。 ※
---	--------------------	--	--	--	--	---	---

別表の10の(4)の項中「完成検査」を「及び完了検査」に改め、同表の10の(4)のアの項を次のように改める。

ア	1件の契約対象金額が1億円以上のもの					○	
---	--------------------	--	--	--	--	---	--

別表の11の(1)のアの(ア)の項を次のように改める。

(ア)	1件の修繕費の見積金額が500万円以上のもの					○	
-----	------------------------	--	--	--	--	---	--

別表の11の(2)のイの(ア)の項中「出納課長(出納事務局出納課長をいう。以下)」を「総務事務センター課長(会計管理局総務事務センター課長をいう。以下この項において)」に改め、同表の11の(2)のイの(イ)の項及び(ウ)の項を次のように改める。

(イ)	1件の見積金額又は評価額が500万円以上5,000万円未満のもの					○	重要物品及び寄附の受納については、財政課長に合議する。 ※重要物品については、総務事務センター課長に合議する。
-----	----------------------------------	--	--	--	--	---	--

(ウ)	1件の見積金額又は評価額が500万円以上のもの					○	重要物品及び寄附の受納については、財
-----	-------------------------	--	--	--	--	---	--------------------

価額が500万円未満のもの							政課長に合議する。 ※重要物品については、総務事務センター課長に合議する。
---------------	--	--	--	--	--	--	--

別表の11の(2)のウの(ア)の項を次のように改める。

(ア)	1件の台帳価格又は見積金額が1,000万円以上のもの					○	重要物品については、総務事務センター課長に合議する。
-----	----------------------------	--	--	--	--	---	----------------------------

別表の11の(2)のウの(イ)の項中「500万円」を「1,000万円」に改め、同表の11の(3)のアの項及びイの項を次のように改める。

ア	高知県財産規則第164条各号に規定する事項					○	総務部副部長管財課長 高知県財産規則第164条ただし書に該当するものについては、総務部副
---	-----------------------	--	--	--	--	---	---

					部長及び管財課長に合議を要しない。
イ	現金の寄附受納に関する こと。		○		財政課長

別表の11の(4)のイの項を次のように改める。

イ	基金の処分	○			総務部長 財政課長 管財課長
---	-------	---	--	--	----------------------

別表の11の(5)のアの項及びイの項中「教育政策課長」を「総務福利課長」に改め、同表の11の(5)のウの項中「出納課長」を「会計企画課長(会計管理局会計企画課長をいう。以下この項において同じ。)」に、「教育政策課長」を「総務福利課長」に改め、同表の11の(5)のクの項を同表の11の(5)のケの項とし、同表の11の(5)のキの項中「教育政策課長」を「総務福利課長」に改め、同項を同表の11の(5)のクの項とし、同表の11の(5)のカの項中「教育政策課長」を「総務福利課長」に改め、同項を同表の11の(5)のキの項とし、同表の11の(5)のオの項を同表の11の(5)のカの項とし、同表の11の(5)のエの項を同表の11の(5)のオの項とし、同表の11の(5)のウの項の次に次のように加える。

エ	ウのうち年度ごとの定例的なもの		○		会計企画課長	当初の計画から金額を変更するについては、財政課長に合議する。
---	-----------------	--	---	--	--------	--------------------------------

別表の12の(12)の項中「揭示」を「告示」に改め、同表の12の

(18)のク(ア)の項を次のように改める。

(ア)	500万円以上のもの		○			施行同等により事前に意思決定されたものについては、課長が専決することができる。
-----	------------	--	---	--	--	---

別表の12の(18)のサ(ア)の項を次のように改める。

(ア)	500万円以上のもの		○			施行同等により事前に意思決定されたものについては、課長が専決することができる。
-----	------------	--	---	--	--	---

別表の12の(18)のスの項を次のように改める。

ス	委託料	(ア)	5,000万円以上のもの		○		支出負担行為の繰越し及び債務負担行為に関することは、
---	-----	-----	--------------	--	---	--	----------------------------

						課長が専決する。施行同等により事前に意思決定されたものについては、課長が専決することができる。
(イ)	5,000万円未満のもの		○			軽易なものについては、課長補佐等が専決することができる。

別表の12の(18)のセ(ア)の項を次のように改める。

(ア)	500万円以上のもの		○			支出負担行為の繰越し及び債務負担行為に関することは、課長が専決する。施行同等によ
-----	------------	--	---	--	--	--

						り事前に意思決定されたものについては、課長が専決することができる。
--	--	--	--	--	--	-----------------------------------

別表の12の(18)のセの(イ)の項中「1,000万円」を「500万円」に改め、同表の12の(18)のソの項を次のように改める。

ソ 工 事請 負費	(ア) 2億 円以 上の もの		○			支出負担行為の繰越し及び債務負担行為に関するものは、課長が専決する。施行同等により事前に意思決定されたものについては、課長が専決することができる。
	(イ) 2億		○			

						円未 満の もの
--	--	--	--	--	--	----------------

別表の12の(18)のタの(ア)の項を次のように改める。

(ア) 500 万円 以上 のもの		○				施行同等により事前に意思決定されたものについては、課長が専決することができる。
-------------------------------	--	---	--	--	--	---

別表の12の(18)のチの項及びツの項を次のように改める。

チ 公 有財 産購 入費	(ア) 5,000 万円 以上 のもの		○			総務部長 財政課長	事前の 伺いが ない場 合は、 11に定 めると ころに よる。
	(イ) 3,000 万円 以上 5,000 万円 未満 のもの			○		総務部 副部長 財政課 長	〃
	(ウ) 3,000 万円				○	財政課 長 ※	〃

						未満 のもの	
ツ 備 品購 入費	(ア) 500 万円 以上 のもの		○				施行同等により事前に意思決定されたものについては、課長が専決することができる。
	(イ) 500 万円 未満 のもの			○			

別表の12の(18)のトの(ア)の項を次のように改める。

(ア) 5,000 万円 以上 のもの		○				施行同等により事前に意思決定されたものについては、課長が専決することができる。
---------------------------------	--	---	--	--	--	---

別表の12の(18)のニの(ア)の項中「1億円」を「3億円」に改め、同表の12の(18)のニの(イ)の項を次のように改める。

(イ)	5,000 万円 以上 3億 円未 満の もの	<input type="radio"/>				財政課 長 ※	
-----	---	-----------------------	--	--	--	---------------	--

別表の12の(18)のネの(ア)の項中「5,000万円」を「1億円」に改め、同表の12の(18)のネの(イ)の項を次のように改める。

(イ)	3,000 万円 以上 1億 円未 満の もの	<input type="radio"/>				財政課 長 ※	
-----	---	-----------------------	--	--	--	---------------	--

別表の12の(18)のノの(ア)の項を次のように改める。

(ア)	5,000 万円 以上 の もの	<input type="radio"/>				運用益 の積立 てにつ いては 、課長 が専決 する。	
-----	------------------------------	-----------------------	--	--	--	---	--

別表の12の(18)のハの項を次のように改める。

ハ 寄 附金	(ア)	1,000 万円 以上 の もの	<input type="radio"/>				
	(イ)	300 万円	<input type="radio"/>				

	以上 1,000 万円 未満 の もの						
(ウ)	300 万円 未満 の もの	<input type="radio"/>					

別表の12の(18)のフの(ア)の項を次のように改める。

(ア)	3,000 万円 以上 の もの	<input type="radio"/>				施行伺 等によ り事前 に意思 決定さ れたも のにつ いては 、課長 が専決 すること ができる。	
-----	------------------------------	-----------------------	--	--	--	---	--

別表の12の(19)の項中「別表第2備考2」を「別表第3備考2」に改める。

別表中14の項を15の項とし、13の項を14の項とし、12の項の次に次のように加える。

13	(1) 検査調書に 関すること。						この事 項の決 裁は、 9の (6)、 10の (4)及 び(6) 並びに
----	---------------------	--	--	--	--	--	---

こと。							12の (18)の ク、コ からシ まで、 セ、タ からツ まで及 びトに 定めら れるよ りによる。
(2) 予定価格に 関すること。							この事 項の決 裁は、 9の (1)、 10の (1)並 びに12 の(18) のク、 コから シまで 、セ、 タから トまで 、ニ、 ヌ及び ヒに定 めらる るよ りによる。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。
高知県教育長訓令第3号

事 務 局
各 事 務 所
各 教 育 機 関

教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成19年4月1日(揭示済)

高知県教育長 大崎 博澄

**教育機関等の長に対する事務委任規程の一部を改正する
訓令**

教育機関等の長に対する事務委任規程(昭和46年3月高知県教育長訓令第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「、教育事務所及び高知城管理事務所」を「及び教育事務所」に改める。

第2条第1項第5号中「班等」を「課」に改め、同項第7号中「振替及び半日勤務時間の割振り変更」を「振替等及び休日の代休日の指定」に改め、同項中第10号を削り、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の休憩時間の短縮及び育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務に関する事。

第2条中第4項を削り、第5項を第4項とする。

第3条中「前条第5項」を「前条第4項」に改める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。